

大正十五年九月

通商障碍調査資料

5

國際商業會議所日本國內委員會

目次

一	明治製糖株式会社	大正十五年六月三日提出	一頁
二	大阪商船株式会社	六月四日	四頁
三	東洋棉花株式会社	六月十日	七頁
四	三井物産株式会社	六月十九日	一一頁
五	東洋燐寸株式会社	六月十九日	二七頁
六	社団法人大日本織物協會	六月十九日	三一頁
七	社団法人横濱輸出協會	同日	三三頁
八	大日本人造肥料株式会社	六月廿日	三九頁
九	大阪商業會議所	七月八日	四一頁
一〇	株式会社鈴木商店	同日	四四頁
一一	横濱商業會議所	七月十日	四九頁

二	京都商業會議所	大正十五年	七月十二日提出	六〇頁
三	神戸商業會議所	同	七月十三日	六一頁
四	日本輸出絹綢業組合聯合會	同	七月十五日	七一頁
五	三菱商事株式會社	同	七月十七日	七八頁
六	大阪貿易協會	同	七月廿日	八五頁
七	名古屋商業會議所	同	七月廿日	八六頁
八	門野重九郎	同	七月廿日	八八頁
九	法蘭西人橫濱實業組合聯合會	同	同月同日	九一頁
一〇	株式會社住友銀行	同	七月廿日	九八頁
一一	株式會社臺灣銀行	同	八月三日	一〇〇頁
一二	帝國海上火災保險株式會社	同	同月同日	一〇二頁
一三	日本輸出綿織物商業組合聯合會	同	八月四日	一〇五頁
一四	日本郵船株式會社	同	八月十日	一〇八頁

大正十五年六月三日

明治製糖株式會社

社長 相馬半治

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

本邦及海外ニ於ケル通商障礙調査ノ件

邦格益商多祥奉賀候陳者去ル五月二十日附テ以テ御照會
 首題ノ件ニ對スル回答書別紙ノ通御送附申上候ニ付宜
 敷御取計被下度右得實意候 敬具

支那内國税ノ差別的賦課ニ関スル件

一、當社ノ實驗シタル通商障壁ハ中華民國國民ノ需要ヲ目的トシ同國內ニ於テ經營スル邦人投資事業ノ製出品ニ對スル同國內國税ノ差別的賦課ニ有之

一、當社ハ大正十三年五月中華民國上海ニ精糖工場（明華糖廠ト稱ス）ヲ建設シ海外ヨリ原料ヲ輸入シ年産額約一億萬斤ノ製品ヲ支那各市場ニ供給シツ、アリ然ルニ

民國政府ハ自國人經營ノ製糖會社ニ對シテハ別紙ノ如ク其使用原料糖ニ輸入海關税ヲ賦課スルノニテ該原料ヨリ製出セル製品ニ對シテハ落地税、輸出税、沿岸

貿易税、釐金税等一切免稅ノ特權ヲ賦與シツ、アルニモ不拘邦人經營ノ製糖工場タル當社ニ對シテハ免稅ノ

特權ハ勿論洋式貨物税法ノ適用ヲスラ許サバルヲ以テ
尠カラズ不利益ヲ蒙リツ、アリ如斯内外ノ工業ニ對ス
ル差別的待遇ハ明ラカニ華府會議ニ於テ決定セル所
開放機會均等主義ニ悖ルノミナラス日支通商上ニ一
大障礙ヲ齎シ延テハ本邦海外事業ノ發達ヲ阻害スルコト
甚大ナルヲ以テ邦人經營ノ會社ニモ民間人經營會社同
様洋式貨物税法ノ適用セラレンコトヲ切望スル次第ナ
リ

夫那製糖會社ノ免税特權ニ付テ

大中華民國製糖株式有限公司(舊馬玉山精糖公司)ハ民國
十年馬玉山氏等ノ發起ニ係リ吳淞ニ工場ヲ有シ目下製造
中ナルカ之ニ對シ同年四月二十八日所稅務處令ヲ以テ左
記ノ特權ヲ許可セラレタリ

同公司ハ其使用スル輸入原料糖ニ對シ

輸入税 一擔ニ付 約邦貨 〇.六八〇

ヲ課セラル、ノミニシテ右ヲ原料トスル精製糖ニハ左

ノ諸税ヲ免除セラル

(一) 上海租界外ノ附近接續地ニテ消費サレル場合ニ課セ
ラルヘキ

落地税 一擔ニ付 邦貨 〇.三一八

(二) 洋式汽船ニテ積出シ支那内地ニテ消費スル場合ニ課
セラルヘキ

輸出税 一擔ニ付 〃 二〇〇

沿岸貿易税 〃 〃 一〇〇

釐金税 〃 〃 一六〇

計 〃 〃 〃 四六〇 并貨、〃 九一五

(三) 海外ニ輸出スル場合ニ課セラルヘキ

輸出税 一擔ニ付 并貨、〃 三九八

右免稅ハ精糖ヲ製出シタル日ヨリ十ヶ年間トス

但期間満了後ハ再考慮スルコト

華益實業股份有限公司(舊名華益公司)ハ民國九年山東

省濟南ニ甜菜製糖工場ヲ設立シ民國十年九月財政部令ヲ

以テ大中華民國民衆糖股份有限公司同様ノ特權ヲ附與セラレタリ、但年限ハ五ヶ年トス

大正十五年六月四日

大阪商船株式會社

社長 堀 啓次郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上 準之助 殿

拜復 五月二十日附貴書ヲ以テ御照會ニ預リ申候

本邦及海外ニ於ケル通商障礙調査ノ件

ニソキ別紙ノ通り御回答申上候 敬具

第一、主要ナル通商障得

(一) 関税障得（取締、制限、禁止又ハ特許状ノ濫用等）

(イ) 南亞聯邦ハ一九二五年七月廿九日ヨリ實施ノ對共

本國及加奈陀、濠洲、新西蘭ノ特惠関税法ニヨリ

前記各國ヨリノ輸入品ニ對シテハ一般税率ノ十分

ノ一乃至全部ノ戻税ヲ特許セリ

(ロ) 西班牙國政府ハ一九二三年十二月十八日ノ勅令ハ

翌年二月一日ヨリ實施）ニヨリ同國港間ニ貨客ノ

輸送ヲ為ス内外船船ニ新税ノ課シ且以同金ヲ以テ回運船主ガ戰時中ニ於テ受ケタル損失

ノ填補ニ充ツル事トセリ如斯ハ自國船主ノ損失填

本邦及海外ニ於ケル通商障得調査ニ関スル
質問事項ニ對スル回答

補ヲ外國船ニ負擔セシムルモノニシテ船舶ノ自由
 交通延イテハ通商ノ自由ヲ阻碍スルモノナリ
 (ハ) 船次港ニ於テハ船荷證券面ニ比シ貨物ノ個數又ハ
 量ノ不足及過剩品ニ對シ苛酷ナル罰金ヲ科シ又荷
 判西兩、西兩然丁其他ノ諸國ニ於テハ場所目錄ニ
 比シ陸揚品ノ個數不足ナル時ハ獨リ之ニ對スルノ
 ミナラス内容品不足ニ對シテモ運送者ヨリ其輸入
 税ヲ徵スルカ上ニ輕カラナル罰金ヲ科スルモノナ
 リ、如斯ハ若シク通商ノ自由ヲ阻碍スルモノナリ
 (ニ) 佛領西貢港ニ於ケル港發税ハ佛國郵船及其管理船
 ト他ノ一般船舶トニ於テ大ナル相違アリ即チ前者
 ニ對シテハ零薄比數一匁當リ〇、〇五ピアス、ナ
 ルニ後者ニ對シテハ〇、〇八ピアス、ナリ如斯ニ

別課徴ハ通商ノ損害トナル事甚タシ

(二) 財政的障碍 (信用ノ喪失、二重課税問題)

英、米、日、獨、丁、諾、瑞典、芬、印、佛等ノ諸
 國カニ重課税相互免除ヲ認メ夫々規定シ居ルモ米々
 種々一般の二重課税免除ノ原則制定セラレズ從ソ
 テ通商ヲ阻碍スル事少カラズ
 (三) 運輸ニ對スル專擅的制限、法律障碍又ハ社會的障碍
 右ニ關シテハ外國船ノ沿岸貿易禁止乃至制限、繫船
 場ニ對スル差別待遇、海港檢疫ノ不平等、夫那各港
 ニ於ケル水先案内ノ獨占等ヲ擧クル事ヲ得ヘシ

第二、當社カ實際ニ經驗セル通商障碍

(一) 佛領西貢港ニ於ケル現行水先料ハ佛國郵船及其管理
 船ト外國船トニヨリ相違アリ又夜間出港ハ一般ニ嚴

禁セラルルモ前記併國船ニハ例外トナリ居リ港務税
ニ関スル差別待遇ニツキテハ前記ノ通りナルカ永先
料ハ一枚船船ニハ登簿此一此當リ〇、一〇ピアスタ
ナルモ前記併國船ニハ三割五分ヲ拂戻シ居レリ
(一) 一昨年十二月三日神戸着ノ社船カクダ丸ニ搭載セル
ロスアンゼルス積西貢行貨物ハ十二月八日神戸出帆
ノまにら丸ニ接續シ西貢ニ陸揚シタル所ニハ接續貨
物ナリトノ理由ニテ直揚ノ場合ニ比シ四倍ノ関稅ヲ
賦課セラレタリ
其他通商障礙事項トシテ危險品取締規則ノ不統一、旅
券及健康證明書ノ複雑ナル事ヲ擧ゲタキモ或ハ御質問
ノ範圍外ナルヤ取計ニ付細説セズ

大正十五年六月十二日

東洋棉花株式會社

児玉一造

國際商業會議所

日本國內委員會

井上準之助 殿

拜啓 通商障礙調査ノ事

右ニ関スル五月二十日附貴狀入手拜見仕候

御下問ノ件ニ関シ別紙ノ通り御回答申上候間御諒承被下

度候 先ハ右所迄事迄如此ニ候

勿々

通商障碍ニ関スル回答

我カ對外貿易上ノ通商障碍ト目スヘキハ相手國ノ國情ニ
ヨリ種種ノ別アリ一概ニ述ベ難キモ各萬ヲ通ジテ我カ皆
易上ニ大ナル障碍ヲ為シソ、アルモノハ

(1) 各國ニ於ケル関稅障碍

(2) 各國ニ於ケル排外思想若クハ排外政策

ノニヲ舉ゲザルベカラス

左ニ概略各圖別ニテ其障碍ノ點ヲ述ブレバ

(1) 日英貿易上ノ障碍

一、釐金稅其他沿岸貿易稅賦課

二、屢々日貨排斥ガ政容ニ利用セラレ時ニ暴カヲ以テ強

制セラレルル事サヘアリ

三、貨幣制度ノ不統一
四、内乱

中央ニ確固ナル政府ナキ為メ内乱常ニ不絶、司法機關並ニ警察制度ノ不備ノ為メ不安止ハ事ナレ内乱一度起ルアラバ忽チ船舶、鐵道等ノ交通障碍ヲ生ズ昨年来北京ニ於テ開港ノ関稅會議モ究局ノ目的ハ各國ノ好意ヲ以テ之等障碍ヲ除キ去ラントスルニ在レド夫那政局ノ現狀ハ其レサヘモ實現困難ヲ覺エシメツ、アル有様ナリ

(2)

日印貿易ニ関スル通商障碍

最近印度ニ於テハ同國一部政治家並ニ紡績業者ノ間ニ本邦綿布排斥運動盛ントナリ遂ニ日印通商條約廢棄、英印時惠關稅ノ削減ヲサヘ唱フニ至リ年額一億七千万

圓(十四年)ノ對印輸出ヲ有スル我國貿易上ニ一大脅威ヲ感ゼシメツツアリ

(3)

佛領印度支那貿易ニ関スル通商障碍

佛領印度支那ノ對外貿易額八年々二十億法ヲ超過シ居ルニ不係我國トノ貿易額ハ僅クニ五千三百万圓(十四年)ニ不過而モ其内我國ヨリノ輸出ハ僅ク四百萬圓ニシテ此障碍ヲ為シ居ルモノハ實ニ同國ノ關稅制度ニ在

棉ニ

リ 而シテ我國ハ同國ト無條約關係ニ在ルタメ最高稅
率ヲ課セラレ居ル辨ナレバ一日モ早く通商條約締結ヲ
為スベク當苟モ盡カシモ同國産業界ノ天罰ノ為
メ容易ニ其進ビトナシガレハ甚ダ遺憾トスル所ナリ

(4) 阿弗利加貿易ニ關スル障礙

阿弗利加各地ニ到ル處排日政策行ハレ殊ニ南阿地方ノ
如キハ甚シキ人種的差別ヲ以テシテ同國ト入國禁止ニ等
シキ有様ナレバ同地方トノ通商貿易ハ殆ント絶望ナル
が如キ實ニ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ
又アビシニヤ、ウガンダ等北部諸國トノ貿易ハ近年漸
ク隆盛ヲ示シツツアルモ同方面ニ於テモ排日政策漸ク
盛骨トナラントツツアリニシテ彼業シ得ガレ状態ナ
リ

(5) 日露貿易ニ關スル障礙

同國ニ於ケル排日政策ハ久シキ以前ヨリノ事ニシテ恐
ンド入國禁止的ナルガ近來益々嚴重トナリ加フルニ一
部綿製品ノ關稅モ最近列上げラレ貿易益々困難トナレ
リ

(6) 日露貿易ニ關スル障礙

ソビエツト政府ハ貿易國營主義ヲ採リ居レル為メ貿易
上ニ種種ナル制限アリ 且ツ代金決済方法ニ幾多ノ不
安アリテ現状ニテハ同國ノ外國貿易ハ極メテ困難ナリ
嚮キニ我國トノ通商協約成立セルモ細目協定未ダ成ラ
ズ加ルニ露國自身依然窮乏状態ニアルヲ以テ急ニハ復
活用難ナリ

以上ハ主トシテ吾々梓業者ノ立場ヨリ見タル貿易上ノ障

碍ノ者レキモ、ア列舉セルモノニシテ之レヲ以テ貴問ノ
(一) 及 (二) ニ對スル總括的回應トス
以 上

大正十五年六月十九日

國際商業會議所

國內委員長 御中

三井物産株式會社

安川 雄之助

拜 復

對外通商上ノ障得調査ノ事

豫而御照會ニ接シ候對外通商上ノ障得ト認ムベキ事項並
ニ事實調査ノ件迄許別紙ノ通り御回答申上候
先ハ右迄申上度如斯候
匆々

問題一、通商上ノ障礙ト認ムベキ事項

一、関税制度上ノ障礙

- (一) 禁止的関税ノ適用
- (二) 廣汎ナル関税障壁ノ設定
- (三) 関税適用方針ノ煩瑣
- (四) 関税々種並ニ税率ノ不適當其他
- (五) 税関規則ノ煩雜並ニ其ノ頻繁ナル變更
- (六) 税関規則ノ濫用
- (七) 輸出入ノ禁止、制限並ニ特許制度ノ濫設

二、財政的障礙

- (一) 所得税ニ重賦課
- (二) 國際貸借決済上ニ於ケル禁止及ハ制限

三、運輸上ニ於ケル障礙

(三) 各國商業信用狀内容ノ不統一
(四) 商業信用調查ニ関スル國際的機關ノ不存在

(一) 運輸ニ関スル專擅的制限

(二) 運輸ニ関スル獨占、排他的組織ノ存在

(三) 運輸ニ関スル不合理ナル課税

(四) 運輸ニ関スル法規ノ不統一又ハ其ノ濫用

四、入國又ハ居住ノ自由ニ関スル禁止又ハ制限ニ依ル障礙

(一) 入國居住ニ関スル禁止又ハ制限

(二) 入種の差別待遇

五、生産資源並ニ産業ノ獨占又ハ管理其他排他的保護政策

ニ依ル障礙

(一) 生産資源ノ獨占並ニ管理

(二) 生産並ニ販賣ニ関スル獨占機關ノ存在

(三) 産業保護ニ関スル極端ナル排他的政策

六、各國ノ規則、慣習ノ不統一ニ依ル障礙

(一) 契約不履行免責ニ関スル不可抗力ノ觀念ノ不統一

(二) 製品ニ對スル公差ノ不統一

(三) 製品ノ *quantity* 其他ニ関スル各國法規ノ不統一

問題二、通商上ノ障礙ト認ムベキ事實

一、関税制度上ノ障礙

(一) 禁止的関税ノ適用ニ依ル障礙

燐寸ニ對スル英領印度ノ課税

右税率ハ數年前一哥ニ對シ一留ハ每即チ百哥入一箱

ニ對シ一五〇倍ノ高率ニ引上ケラレタリ
 今右稅率ヲ印度向本邦輸出燐寸ノ價格七一留 (CIF
 五五圓 $10 \times 0.71 = 7.1$) ト對比セバ右稅率ハ實ニ二十割
 ニ相當スル譯ニシテ如此ハ内國産業保護ノ域ヲ越ヘ
 タル禁止的關稅ト云フベク之カ爲メ近年印度内地燐
 寸工場ノ發達ヲ促シ如左累年輸入減少ノ傾向ニ在リ

一九二一年四月	一九二二年三月	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一三、六八一	二〇、三八〇	一六、一八一	一四、五九二	七、二六五	八、八八九	九、三四五
千盾	千盾					

(二) 廣汎ナル關稅墻壁ノ設定ニ依ル障礙
 英國ノ特惠關稅制度

英本國及領土間並ニ同國領土相互間ニ於ケル特惠
 關稅制度ハ他國ニ取リ非常ナル *Indicaf* ナルガ
 本邦ニ對シ最モ影響アルヘキハ印度ニ對スル本制
 度ノ適用ニシテ一朝之カ實現ヲ見ンカ特ニ綿糸綿
 布貿易ニ對スル大打撃ナリ

(三) 關稅適用方針ノ復舊ニ依ル障礙

佛國ノ關稅適用方針

佛國輸入手續ハ頗ル複雑、且其ノ規則朝令暮改ニ
 シテ稅關當局者モ時ニ其ノ全收ニ通セサル事アリ
 ト云フ特ニ同國ニハ貨物ノ輸入販賣ニ對シ輸入關
 稅以外ニ輸入取引稅 (*Taxe Sur les Importations*
) 賣上稅 (*Impôt sur le Chiffre d'Affaires*)
 諸稅アリ

而シテ輸入関税ハ税率所定ノ率ニ據ルモノナルガ
 同國関税ハ基本関税ニ對シ一定ノ係數ヲ定メ基本
 関税ニ右係數ヲ乘シタルモノヲ以テ實際ノ課税額
 トナル制度ナルガ然モ右係數ハ政府ノ財政状態其
 他ノ事情ニ依リ常ニ變更セシレ不利不便尠カラス
 輸入取引税及賣上税ハ共ニ從來一、三、五、七、九、
 年々月ヨリニ増シ上テ課税セラレ居ルモノナル
 ガ其ノ實際ノ適用方法頗ル煩雜ニシテ自己ノ勘定
 ニテ貨物ヲ輸入取引シタル場合ト他ノ勘定ニテ
 貨物ヲ輸入取引シタル場合トニ差等ヲ設ケ後
 者ニ對シテハ前者ニ對スルヨリモ〇、五、七、九、
 額ヲ大ナラシムルガ如キ面倒ナル延滞ニシテ實際
 上不便尠ナカラス

尚同國政府ハ本年四月ヨリ輸入税ヲ一率ニ三割増
 トシ且輸出商品ニ對シテモ〇、二、〇、〇、〇、〇、〇、
 ノ輸出取引税ヲ課スル事トナリ益々煩雜トナリ又

(四) 関税ノ種並ニ税率ノ不適當其他ニ依ル障碍

(イ) 支那輸入貨物ニ對スル子口半税制度ノ不徹底

右ハ支那側ハ之ヲ單ニ通過税ニ代ルモノ、如ク主税
 スルモノハ外國側ノ解釋ノ如ク一切ノ内地税ヲ含ム
 モノナル事ヲ支那側ヲシテ認メシムル事

尚支那内地税関ニテハ子口半税單ヲ認メズ徵税スル所
 アリ依而本制度ヲ内地税関ニ徹底セシムル事ヲ希望

(ロ) 支那関税中從價税ニ依ル不便

(A) 支那輸入税中モスリン、未列名品トシテ従價五分ヲ課税セラル、毛通関ノ圓滑ヲ計ル為メ従量税ニ改正ヲ希望ス

(B) 同國輸出税中葱、梓實、菜種粕、梓實粕、梓實粕、粉末、豆類ニ對シテハ従價税ヲ課セラレ居ルが之ハ時價ノ取極ニ當リ税関ト紛議絶ヘガルニ付従量税ニ改正ヲ希望ス

(ハ) 支那輸入酒精容器ニ對スル課税方法ノ缺點
同國ニ於ケル輸入酒精ノ容器ナル鐵樽ニ對シテハ一旦輸入税ニ課シタルモノハ以後無税輸入ヲ許可シ居ルモノハ一放輸出業者ニ不利ナルヲ以テ戻税ヲ下附スル事ニ改正ヲ希望ス

(ニ) 米國ノ植物性油容器ニ對スル課税方法ノ缺點
米國ニ於ケル植物性油容器 Iron drums ハ外國製ノモノニハ二五%ヲ課税ス但シ米國製ナラバ無税ナル

モ原産地證明ヲ要シ而モ其ノ證明甚ク困難ナリ傍々米國製、外國製ヲ問ハス之ヲ無税トスル事

(ホ) 米國ノ比律賓産木材ニ對スル課税ノ高率

比律賓産木材ヲ日本ニテ製材シ更ニ米國へ輸出スレバ日本品トシテ従價一割五分ヲ課税サル、モ比律賓ヨリ直接ナレバ無税ナルモノニ付何等カ特別ノ取扱方ヲ希望ス

(ヘ) 無豫告税率ノ變更ニ依ル不利

今年四月一日併領印度支那政廳ハ米ノ輸出税ヲ列上ガ且其ノ税率ノ建値ヲ「法」ヨリ「弗」ニ變更シタル為メ「法」貨下落ノ影響ト併セ新旧率ニ如左多大ノ差ヲ

生ズル結果トナリタリ

旧率 (Per 100 Kilos) 一法ニ八一三法。四 EXch 1325 〇圓一〇一〇圓二三

新率 () 〇律五五一〇律七〇 EXch 127 〇圓七〇一〇圓八九

然ルニモ不均同國政廳ハ右列上ニ付何等豫告ヲ為サ

ルリシ為メ當業者ハ大ニ苦痛ヲ感ジタリ

(五) 税関規則、煩雜並ニ其ノ頻繁ナル變更ニ依ル障碍

(六) 伴國税関規則ノ煩雜並ニ其ノ變更ノ頻繁 (前記第三項参照)

(七) 濠洲向 Invoice 記載事項ノ煩瑣

濠洲向送狀ニ其ノ價格欄ニ Current Domestic Value

Selling Price to Purchaser ヲ記載スル外 Ocean Freight,

Insurance, Cases, Cartage, Packing, Shipping, Light-
erage, Stamps 等ナル費用及手数料ヲ記入シ尚明

細トシテ

Cartage to rail &/or To dock, inland freight (rail or canal) & other charges to the dock area including inland insurance, Labour in Packing the goods into outside packages, Value of outside packages, If the goods are subject to any charge by way of royalties 等ニ對スル費用ノ記載ヲ要求セラレ其ノ煩ニ堪レズ之ハタクトシ Current Domestic Value,

Selling Price to Purchaser, Ocean Freight, Insurance, Shipping charges, Pettings 等ノ程度ニ後記ヲ布望ス

(八) 貨物ニ對スル原産國名表示ニ関スル規定ノ煩瑣

(A) 英領印度ニ於ケル規定

右規定ハ頗ル面倒ニシテ一個ノ貨物ニ一枚ノLabel
ヲ貼付スル場合ニハ其ノ一枚毎ニ原産國名ノ表示
ヲ要求ス

又同國向キ Piece of Goodsニ對シテハ印ニ直接ニ寸
法ヲ Stampスル事ヲ要求ス

右ハ一個ノ貨物ニハ一個所ニ原産國名ヲ表示セバ
足ル事ス亦ニハ寸法書ヲ貼付セバ宜敷キ事ニ改正
ヲ希望ス

(B) 佛國向及伊國向運送ニ關スル規定

右兩國向運送ニハ原産國名ヲ刻名スルヲ要ス之
ハ Labelニ記載貼付セバ宜敷採改正ヲ希望ス

(六) 税関規則ノ適用ニ依ル障碍

(A) 佛領印及支那印ニ於ケル税関規則ノ濫用

本邦ノ佛領印及支那印ニハ未ダ通商條約ノ締結ナク
本邦臣ハ英米等ニ比シテ大ニ不利ノ立場ニ在ル事勿論
ナルカ特ニ苦痛ナルハ同地税関ガ其ノ規則ヲ濫用ス
ル事ニ在リ 一例ヲ示セバ

(A) 商店ニ附屬スル Pieceヲ印刷物トシテ課税ヲ為シ

(B) 洋巾ノ小函一個毎ニ消費税トシテ印紙ノ貼用ヲ要

スルガ如キ一之ハ同地ニテ包裝ヲ解キ小函一函
毎ニ貼用スルモノニシテ非常ナル苦痛ナルニ付嘗
テ税関ニ對シ豫メ印紙ヲ購入シ之ヲ本邦ニ送付シ
製造工場ニテ貼付方許可出願シタルニ理由ナク拒
絶サレタリ

(C) 鏡ノ硝子部分 Frameノ金屬部トテ別個ノ課税品

目トシ高率ナルモノニ依リ課税シス

(D) 織物ノ巻扱ニ對シテサヘ課税シタル事アリ

(四) 英領印度税関ノ規則適用
前記第五項(A)所載ノ如ク一個ノ商品ニ數枚ノ Table

ヲ貼付シタル場合若シ其ノ内ノ一枚ニテモ原産國名

ヲ既滿スル時ハ假令自餘ノ Table ニテ明ニ原産國名

ヲ知り得ル場合ニテモ直ニ問題ヲ惹起ス 緩和ヲ希

望ス

(ハ) 土耳其税関ノ規則適用

同國税関ハ税関書類中極メテ輕微ノ誤記ニシテ惡意

ナキ事明ナルモノニ對シテモ規則違反トシテ罰金ヲ

課ス

(ニ) 支那税関取扱ホ備類

同國海關中務部ニ歐米人受干處ニ於テハ歐米品ニ對

シ手心ヲ加フル事アリ 芝菜ノ如キハ太古、怡和等

ノ砂糖ハ点檢量ニテ輸入許可スル事往々ナルモ本邦

品ハ然ラズ 平等ナル取扱ヲ希望ス

(七) 輸出入ノ禁止、制限並ニ特許制度ノ濫設ニ依ル障碍

(イ) 支那防穀令

支那ハ原則トシテ米、小麦、麥粉ノ輸、移出ヲ禁ジ

他穀類モ省當局ノ意志ニ依リ突加輸、移出禁止ヲ布

告シ營業者ノ既納品積出ニ迄拘束ヲ加フル事アリ

(ロ) 支那ノ輸入食糧品ニ對スル移出又再輸出禁止

同國ニ輸入シタル米、小麦、麥粉等ハ省外移出又ハ

再輸出ヲ禁ゼラレ例へ許可セラル、モ其ノ手續甚々

面倒ナリ

依テ少クトモ輸移出禁止ニ相當ノ豫告期間ヲ與フル事

九

19

19

19

19

19

及外國品ノ再輸出ハ自由トスレコトヲ希望ス
(ハ) 米國ノ量目不足雖詰輸入禁止
右ハ從來量目不足ノ貼紙ヲ為シ輸入ヲ許可セラレ居
タルが本年七月ヨリ絶對不許可トナリタリ之ハ從
來通り貼紙ノ上輸入許可ヲ希望ス

(ニ) 支那ニ於ケル工業用藥品ニ對スル護照取消ノ不佞
硫磺、硝磺、硫酸、亞鉛ハ軍用ニ供セラル、事ナル
為メ護照ヲ要シ不佞不尠が實際上ハ工業用ニ供セラ
ル、モノ大部分ニ付護照ノ廢止ヲ希望ス

(ホ) 支那ニ於ケル外國製麥粉ニ對スル差別的釐金賦課
外國製麥粉ハ支那内地ニ於テ釐金ヲ課セラル、モ夫
耶産麥粉ニ對シテハ之ヲ免レシム 如此差別的待遇
ノ廢止ヲ希望ス

(一) 所得稅ノ二重賦課ニ依ル障礙
本件ハ大正十四年開催ノ國際商業會議所第三回總會
ニ提案セラレ結局國際聯盟ニ於テ適當ナル條約案ヲ
作成スルヲ時宜ニ適スルモノト認ムトノ決議ヲ見タ
ルモノニシテ其ノ具體的解決ノ促進ヲ希望ス

(二) 國際貸借決済ニ於ケル禁止及制限ニ依ル障礙
小資本ノ輸出禁止及ハ制限及資本取寄セノ強制
佛國ニ於テハ同國為替調節ノ為メ資本ノ輸出ヲ禁止
スル一方輸出品ニ對スル代金ハ三月以内ニ佛國ニ
輸入スル事ヲ命ズ 如此ハ商内ヲ窮屈ナラシム

(四) 為替政策上ニ於ケル禁止及ハ制限
佛國ニ於テハ外國為替ノ買入ニハ政府ノ許可ヲ要シ

又暹羅ニ於テハ昔昔ノ先約定ヲ禁止ス 之亦商内ヲ
篤底ナラシム

(三) 各國商業信用狀内容ノ不統一ニ依ル障碍

本問題ニ就テハ國際商業會議所ニ於テ別ニ調査ノ事ト
ナリ居ルモノナルガ信用狀語句ヘバ *Confirmed Credit*
ナル語ノ意義ノ如キナヘ共其ノ解釋ヲ異ニスル有様
ナルヲ以テ信用狀中ヨリ取扱規約等ノ統一ノ必要ヲ痛
感ス

(四) 商業信用調査ニ関スル國際的機關不存在ニ依ル障碍

本問題ハ第三回國際商業會議所總會ニ於テモ國際的協
同ノ必要ナル事ヲ決議セラレタルモノナルガ之ハ國際
貿易上特ニ必要ヲ痛感スルニ付右決議ノ具體化ヲ希望

三、運輸上ニ於ケル障碍

(一) 運輸ニ関スル專擅的制限ニ依ル障碍

米國ノ專擅的海運政策

米國ハ一九二〇年發布ノ船舶法第廿八條ニ依リ外國
船積載貨物ニ對スル差別的鐵道運賃ノ賦課ヲ規定シ
タリ即チ米國船積載貨物ニ對シテハ低率ナル *Import*
on Export Rate ヲ課シ外國船貨物ニ對シテハ高率ナ
ル *Domestic Rate* ヲ課セントスルモノニシテ主要品ニ
付右兩率(大正十三年中ノモノ)ヲ比較スルニ如左
相違アリ

Import to Chicago (Per 100 lbs)
Export from Chicago (Per 100 lbs)

Commodities		Import Rate	Domestic Rate	Commodities		Export Rate	Domestic Rate
Campher		\$ 1.70	\$ 2.10	Sulphate of Ammonia		\$ 0.40	\$ 0.80
Mattings		1.50	3.67½	Iron & Steel		0.40	1.00
Pyrethrum Flower		1.75	3.67½	Machinery		1.00	1.93
Rubber		0.75	3.11	Paint		0.20	1.25
			Export Rate	Tyre (Pneumatic)		1.50	2.50
Silk & Silk Goods		9.00	14.00	Motor Car		3.65	4.50
Tea		1.50	4.43				
Porcelain		1.50	2.85				

但シ右ハ目下實施ヲ Suspend せられ居ルモノナルモ之ガ實行ノ曉ハ世界海運界一對スル大打撃ナルヲ以テ之ガ撤廢ヲ希望ス

(二) 運輸ニ關スル獨白、排他的組織ノ存在ニ依ル障礙
船會社運賃同盟ノ排他的方策

船會社運賃同盟ハ盟外船競争防止手段トシテ盟外船利用ノ場合ハ運賃延戻ノ沒收其他將來ノ船腹提供拒絶等ヲ以テ荷主ヲ拘束シ一方此ノ強味ヲ以テ盟外船ノ安運賃ニ Follow せズ結局荷主ハ同盟ニ忠實ナルガ為メニ商内ヲ萎縮セシムル結果トナリタル例乏シカラズ例へば大正十三年中 Java Bengal Conference ハ本邦某汽船會社が爪哇ノ印度砂糖運賃同盟ノ安運ヲ Quote シタル際 15% Less 20% deferred rebate ラ Quote シテ議ラズ為メニ Loyal shipper として砂糖業者ハ大打撃ヲ蒙リタルが遂ニ某大荷主ノ盟外船取扱メニ會シ急遽 12% 値下げヲ爲シタル事アリ又同年 Calcutta Japan Conference ハ基本邦盟外船が同盟率 Rape Seed Rs. 20, Rape Seed Cake & Bone Meal Rs. 18 (何ノモ

10% Deferred Rebate) モリニノ三密比方安運賃ヲ
 Quote ンタル際同盟ハ右運賃率ヲ固守シテ讓ラザリ
 シガ遂ニ基本荷主が盟外船ヲ利用スバレト威嚇スル
 ニ及ビ急ニ Rebate ラ 30%ニ増額シタル事アルガ如キ
 次第ニテ上記荷主ニ對スル拘束、高率運賃、固守ノ
 如キハ通商上重大ナル障碍ナルヲ以テ運賃同盟ノ内
 部關係、荷主ニ對スル拘束、Toll ナル運賃ノ也 (E.C.A)
 其他ニ關スルハ國政府ノ監督並ニ國際商協定ヲ希望
 ス

(三) 運輸ニ關スル不利益ナル課税ニ依ル障碍

(イ) 夫那比稅有效期間ノ不利

夫那比稅有效期間四ヶ月ハ夫那へノ折返シ航船ニ
 ハ便利ナルモ遠洋航海ノモノニハ餘少短期ニ付一回

毎ノ課税トスルカスハ少クトモ八ヶ月以上ヲ一期間
 トスル事ヲ希望ス

(ロ) 西班牙 Anchorages Dues ノ差別的賦課

西班牙ニ於テハ外國船ニ對シ如何ニ少量ナリトモ積
 荷シヌハ一入ナリトモ船員以外ノ者ヲ乗船セシメ入
 港スル時ハ Anchorages Dues ナル必百ニテ其ノ船ノ總比
 數ニ對シ課税ス 如此差別的待遇ハ撤廢ヲ希望ス

(四) 運輸ニ關スル法規ノ不統一スハ其ノ濫用ニ依ル障碍

(イ) 西班牙及ブラジルニ於ケル規則ノ濫用

西班牙及ブラジルニ入港スル船が其ノ Manifest 記
 載事項ニ些少ナリトモ誤謬 (ズル) ノ如キモノサヘモ
 アリタル場合ハ重税ヲ課セラル 西班牙ニテハ如此
 場合出帆ヲ差止メタル例アリ 緩和ヲ希望ス

(四) 危險品ニ関スル各國港則ノ不統一

本問題ハ第三回國際商業會議所總會ニ日本側ヨリ提
案セラレ結局危險物運送ニ関シ各國共同一規則ヲ改
メ荷役ニ関スル同一條件ヲ定ムル為メ常設委員會ヲ
設クル事ヲ決議セラレタルモノナルガ其ノ具体的促
進ヲ希望ス 現ニ上海及香港ニ於テ酸類ノ港内荷役
ニ極端ナル制限(例ハ硫酸一船積數量ニ五〇箱、
硝酸一船積數量ニ一五〇箱)ヲ附セニ積出ニ不許可
障ヲ来シタル事ナリ

四、入國又ハ居住ノ自由ニ関スル禁止又ハ制限

ニ依ル障碍

(一) 水國移民法

之ハ緩和ヲ希望ス

(二) 東西所利加ニ於ケル入種的差別待遇

同地ニ於テハ本邦人ノ居住期限ニ付何等制限ナク移民
官ノ採量ニ一任セラレ特別ノ事情無キ限り届出ノシニ
テ住居差支ナキ事トナリ居ルモ法規上永住權ヲ得ル様
改正ヲ希望ス

(三) 南阿所利加ニ於ケル入種的差別待遇

同地ニ於テハ本邦人ニ對シ六ヶ月以上ノ居住ヲ許可
セズ
但シ事實上延期ヲ許シツ、アルモ法規上永住權ヲ得
ル様改正ヲ希望ス

(四) 濠洲ニ於ケル永住禁止

同國ニ於テハ本邦人ニ對シ一ヶ年以上ノ居住ヲ許サ

ス
但シ事實上延長ヲ許シツ、アルモ之亦法規上ノ永住
權ヲ得ル様改正ヲ希望ス

五、生産資源又ハ産業ノ独占其他排他的政策ニ依ル
障碍

(一) 英國ノ護護輸出制限令

一九二二年十一月ヨリ實施サレタル馬衣又錫蘭ニ於
ケル護護輸出制限令ノ為メ本品相場異常ノ奔騰ヲ生
ゲヘ一九二二年夏ニ於テ七月八日ナリシモノ一九二
五年末ニハ五十六片ニ暴騰シタリ(貿易並ニ製造業
ノ蒙リタル障碍多大ナリ 本令ノ撤廢又ハ緩和ヲ希
望ス

(二) 獨乙産硫酸加里生産、販賣独占機關

獨乙ハ硫酸加里生産販賣ノ独占機關トシテ半官半民
ノ Syndicate ヲ組織シ居ルガ其ノ賣價ハ米國向ト本邦
向トノ間ニ著シキ相違アリ(同一 Basisニ於ケル日本
値段ヲ比較スルニ一ト當リ米國向一〇八圓三ニ對
シ日本向一〇八圓ニ當ル) 如此不平等ノ處置ハ進
ニ撤廢ヲ希望ス

(三) 自國造船業保護ニ関スル米國ノ排他的政策

米國政府ハ自國船カ外國ニテ修繕シタル場合ハ修繕
費ニ對シ輸入税ノ名目ニテ五割ノ課税ヲ為シ自國造
船業ヲ保護セントシ英國亦之ニ倣ハントスル議アリ
ト聞ク 本邦新業ニ對スル打撃ナリ

六、各國ノ規則、慣習ノ不統一ニ依ル障礙
 (一) 契約不履行免責ニ関スル不可抗力ノ觀念ノ不統一ニ依
 ル障礙

歐洲大陸製鐵鋼品積出遲延ニ関スル不可抗力ノ觀念
 歐洲大陸製造家ハ鐵鋼品積出遲延ニ對スル免責理由
 トレヲ屬ク "Break down of Roller" トカ "Shortage of
 Raw Material" ト云フ如キ不合理ナルモノヲモ不可
 抗力ナリト主張シ來レル例ナリ 依テ少クトモ大陸
 製品ニ對スルモ觀念ノ統一ヲ希望ス
 (二) 製品ニ對スル公差ノ不統一
 歐洲大陸製鐵鋼品ニ對スル公差ノ不統一
 歐洲大陸製布品ハ各國公差ヲ異ニシ然ニ適分不合理
 ナルモノナリ(例ハ Diameter $5\frac{1}{16}$ - $35\frac{1}{16}$ ニ對スル

公差ヲ $0.5\frac{1}{16}$ トスルカ如シ) 依テ少クトモ大陸製
 品ニ對シ合理的ナル公差ノ一定ヲ希望ス
 (三) 製品ノ Purity 其他ニ関スル各國法規ノ不統一

各國藥有法不統一ノ爲メ一國ニテ醫藥トシテ認めラ
 ル、モノモ他國ニ於テハ醫藥トシテ認めラレザル場
 合尠ナカラズ且各國ノ採用スル醫藥包裝ノ單位ハ區
 ヲ(日獨ハ「グラム」佛國ハ「キロ」米國ハ「打度」、英國ハ「オ
 ンス」)ニシテ一定セズ仕向地ノ如何ニ依リ包裝ヲ改
 ムル要アリ不利不便尠ナカラズ

各國ノ規則、慣習ノ不統一ニ依ル障礙ハ前記以外ニ多ク
 アルベキヲ以テ採究ノ上其ノ統一ヲ希望ス。

以上

大正十五年六月 日

東洋燐寸株式会社
社長 藤川 儀作

國際商業會議所
日本國內委員會
議長 井上 達之助 殿

拜復 貿易障礙ニ付調査所照會相成候我燐寸輸出貿易ニ関
スル障礙ノ巨大ナルモノ有之其レヨリ受タル損害實ニ深
甚ニ御座候在記主要ナルモノヲ記載致候

(一) 印度ニ於ケル輸入關稅

印度ノ關稅ハ從來從價七分五厘ナリシガ大正十年三月財
源ヲ得ル目的ヲ以テ從量稅ニ改正シテ一ダロス(小函一

酒ニ付輸入税百本以内ニ付十二アンナト為シ相當ノ打撃ヲ蒙リシガ次デ十一年三月ニ至リテ再ビ急激ノ増加ヲ為シ一グロスニ付一ルピーハアンナトシテ税ノド禁止税ニ等シキ税率トナレリ此税率ヲ以テセバ並型五十グロス一箱ニ付七十五ルピーノ税金ニシテ為替率百三十九ヲ以テ換算セバ五十七圓七十錢トナル今之レヲ原價並ニ諸掛リトニ比較セバ

壹等並型五十グロス入一箱 運賃諸掛一箱 合計 関税

原價 參拾圓 四圓 參拾四圓 五拾七圓七錢

此関税實施以來印度内地ノ罈寸工場成然勃興シ工場ノ設立年ヲ逐ツテ増加シ年ヲ経ルニ從ツテ内地製産増々進辰シ我罈寸輸入逐年減少ヲ示セリ近キ將來ニ於テ全額減絶ニ歸スルハハハヲ見ルヨリ明カナリ(別表A參照)之ニ對

シテ我罈寸業ノ希望スル所ハ輸入税ノ制度ヲ改メテ消費税ト為スニアリ若シ消費税トセバ政府ノ收得スル金額ニ於テハ同額ノ金額ヲ得テ我製産ヲ輸入セバ原價低廉ナルヲ以テ優良ナル品ヲ安價ニ供給セラレテ一收民衆ノ利益スル所多クナリ

(二) 商標侵害 害

大那ニ於ケル商標保護ハ多年不完全ニシテ我商標ノ損失ヲ蒙ル事實ニ大ナリシガ近來稍注意ヲ拂ハレ從來唯型式的ニ税関ニ於テ假登録ヲ為セシカ最近北京政府ニ於テ一括シテ登録セル制度トナレリ然ルニ廣東省政府ハ事實上獨立シテ中央政府ノ政令行ハレズ現今我罈寸ノ主要市場タル廣東地方ニ於テ我が實行良キ商標ヲ偽造シテ發賣ス數年前ヨリ甚大ナル侵害ヲ受ケ我社單獨ニ又領事及外務

消ニヨリテ正式ニ各種ノ方法ヲ以テ抗議ヲ申込レモ言フ
在古ニ托シテ取締ヲ行ハズ我社數十年ノ努力ニ依リテ扶
植セシ商標ハ殊講ヲ蒙リテ斷フル處ナキ苦境ニ在リ茲ニ
我社ノ商標ト偽造商標ヲ別紙ニ貼付シテ参考ニ供ス(別
表B)

尚商標ニ關スル損害ヲ蒙リタル事實アリ則チ數年前瓜哇
ニ於テバン・ニ・ロツノ商會が我社ト兼テ取引セル我社
商標ヲ無断ニテ其政府ニ自己ノ名義ヲ以テ登録シテ之レ
ヲ販賣セリ我社ハ之レヲ知ラズ而シテ其後該商會ノ解散
セシ時此權利ヲ他へ賣却セシニヨリ我所有ノ商標權ハ他
人ノ手ニ歸シテ大ナル損害ヲ蒙レリ尤モ瓜哇政府ニ於テ
ハ登録ノ際之ヲ公告シテ相當ノ手續ヲ得ヌルモノナルモ
我社ハ之ヲ知ラズ公告セルモ蘭語ナルヲ以テ之ヲ解ス

ル能ハズ永遠ニ其權利ヲ喪失セリ如此場合之ヲ保護スル
方法トシテ彼地ノ駐在我領事ヲシテ報告セシメテ外務省
ニテ之ヲ憐寸同業組合ニ通知セバ組合ハ之ヲ當業者ニ移
讓シテ抗告シテ防止スルコトヲ得ベシ

(三) ホーイコツトノ損害

ホーイコツトニ依リテ蒙ル損害ニ就テハ今更歎々スルヲ
要セザルモ夫那本國ニ於テ此ノ障碍ヲ受クルノミナラズ
南洋及海峽殖民地併印度等夫那人ノ居住スル地方特ニ
瓜哇ニ於テ排貨ノ被害ヲ蒙リ一時ハ全然我製茶ノ此地方
へ輸出杜絶スルニ至リ其受ケシ損害實ニ莫大ノ類ニ上レ
リ近來稍緩和セシモ再燃ノ虞少カラズ之ニ對シテ瓜哇、
海峽殖民地、併領印度政府等各々其政府ニ懇テ特ニ法令
ヲ改メテ之ガ取締ヲ等スコト切望ニ堪ヘズ

別表 A

「印度」輸出燐寸調査表

年	数量	金額
大正六年	一五、一一九、三二五	八、九七一、六八八
同 七年	一一、三二八、一二五	八、一八七、六三九
同 八年	一二、三〇六、九四五	九、一一三、八四五
同 九年	一〇、二二〇、三二五	八、九三四、三五一
同 十年	一二、〇九三、〇〇〇	六、九一四、四八六
同 十一年	八、七六五、一二五	四、八四四、六七七
同 十二年	七、二六一、二五〇	三、五八一、七〇一
同 十三年	三、五九八、八五五	一、九五九、〇二三
同 十四年	二、七一八、三二五	一、六六四、〇一六

第十年

大正十五年六月廿九日

社團法人大日本織物協會
理事長 吉武榮之進

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

五月二十日ヲ以テ御照會相成候本邦及海外ニ於ケル通商
障碍調査ノ件取調ノ結果心付候分ニ對シ左ニ御回答申上
候 敬具

記

一 關稅障碍

各國トモ自國生産保護ノ為メ（北米合衆國ノ如キ）或ハ

自國ニ生産ナキモ收入ノ目的ハ加奈陀、濠洲、南米ノ如キ
ヲ以テ高率ノ輸入税ヲ課シツ、アルハ其國ノ自主權能ニ
因ルモノニシテ如何トモスル能ハサルモ關稅ノ障壁ヲ設
ケテ他邦品ヲ防遏スルハ却テ物價ノ騰貴ヲ來シ其國民生
活上ニ恐威ヲ與フル耳ナラス國際間ノ利害衝突ヲ惹起ス
ルナシトセス率テハ或ハ戰乱ヲ見ルナシトセサルベシ然
ラハ一方軍縮ヲ戰争排除ノ一手致トナス以上關稅ノ征収
モ亦其防止ノ一因タラストセス依テ各國互ニ自製シ高率
關稅ハ之ヲ差控ヘ最高ニ割五分ヲ超ヘサル程度トスルヲ
可トセン若シ天レ莫以上ノ高率ヲ課スルニアツサレハ發
達セサル如キ工業ハ寧ロ之ヲ放棄シテ之ヲ外國生産品ニ
仰キ有餘相通レ長短相補フヲ至當ナリトセン
一財政的障壁

所得稅ノニ重課稅ハ外國貿易經營上ノ一大障壁タリ貿易
業者カ外國ニ於テ既ニ輕カラサル所得稅ヲ課セラレアル
ニ係ラス更ニ本國ニ於テニ重ノ所得稅ヲ課セラル、カ如
キハ耐ヘ難キ負担ニシテ熟レカ一方若シ出來ヘクハ双方
トモ免除ナルヘキ乎現ニ北米、南米、南洋ノ如キハ海外事業發
展ノ為メ外國ニ於テ得タル收入ニ就テハ之ヲ免除シツツ
アリ

協第一六一號

大正十五年六月廿九日

社團法人橫濱輸出協會
會頭 大谷嘉兵衛

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

海外通商障礙ニ関スル件

本年五月廿日附御諮問有之候首題ニ就キ左ノ如ク及答申候也

通商障碍ニ関スル答申

質問事項中第二項ハ、第一項ヲ具體的ニ詳述スル事ニ依
テ當然論及セラル可ク、重ネテ述フルノ必要ヲ生セサル
カ如キヲ以テ、本協會ハ一項ニ就イテノニ質問ニ答ヘン
トス、然ラハ自ラ第二項ヲモ包含ス可シ

本協會ノ意見トシテ主要ナル通商障碍トハ

一、國際貿易上或ル國ニ對シテノニ不公平ノ関税ヲ設ケ、
或ハ特殊ノ制限ヲ附スル事

二、不當ナル高率関税ヲ置キテ輸入禁止ノ策ヲ講スル事

三、運輸交通上確實ヲ缺キ取引ヲ圓滑ナラシメ得サル事
等ニシテ之等ニ就キ左ニ具體的事項ヲ掲ケテ質問ニ答

フヘシ。

関税及税関

一、北米合衆國ノ関税ハ高率ニ邊ク。

茲ニ云フ関税トハ普通商品ニ對スル関税ノ謂ナリ。即チ奢侈品及國家的見地ヨリ必要ト認ムル輸入制限品等ニ對スル高率関税ニ就イテハ會マス。普通商品ニ對シテ、高関税ヲ設クルハ、徒ニ保護貿易ヲ強調スレノミニテ、ソノ間自ラニモ利非スト信ス。例之北米合衆國ニ於ケル下等ノ絹織物輸入ニ從價五割五分以上ノ関税ヲ課スルカ如キハ、保護ト云ハンヨリハ國際貿易ノ障礙ト云フヘシ如斯意味ノ関税ハ修整セラル可キモノト信ス。

二、アルゼンチン國ノ絹物関税ハ不公平ナリ。

アルゼンチン國関税中純絹織物ハ一キロヲ金貨二十

四ペソニシ、ソレニ對シ本税四割附加税七歩ニシテ

之ヲ時價ニ列當ツレハ約五割乃至五割五分ニ相當ス

。又絹織ニハ一キロ金貨八ペソトシソノ本税四割附加

税七歩ニシテ之ヲ時價ノ五割乃至五割五歩ニ當ル

。然ルニ當土絹（スパンシルク）ハ純絹ト同年トセ

ラレルヲ以テ、之ヲ時價ニ比スレハ九割乃至九割五

歩ニ相當ス。如斯ハ同國関税表ノ不備ニ依ルモノナ

ル可キモ又通商上ノ障礙ト云ハ云ハリル可カラス。

三、獨立國ニシテ、或ル一國ニ對シテノニ関税ヲ割列ク

モノアリ。

即チ玳瑁ニ於テハ、北米合衆國ニ對シテノニハ、他

ノ國ヨリスル輸入品ニ對スルヨリモ一般ニ割五分ノ

低率関税ヲ課シツツアリ。瑛氏地或ハ保護領ナラハ

四、

已ハナゲン。苟クモ獨立國タル以上列國ニ通商上ノ
 機會均等ヲ與ヘサルハ不當ナリ。
 税関ノ取締公平ヲ欲スモノアリ。
 税関ノ取締不充ナルカ、或ハ故意ニ其ノ扱公平ヲ
 欲キ不正業者、脱税ヲ助成シ、公正ナルモノノ通商
 ニ障碍ヲ與フル所アリ。
 其ノ例中南米諸國就中アルゼンチンニ於ケル絹物ニ
 多シ。如斯ク濫正セスンハ、正道ヲ踏ム富業者ハ利
 益圓滑ナル通商ヲ繼續シ得ナルナリ。
 一國中課税區ノ評價ヲ異ニセルモノアリ。
 印度ニ於テ其ノ例スシ、即チ同レク印度内ニ於テ、
 或ル港ハ高ク或ル港ハ安ク評價スルヲ以テ、等レク
 從價一割ノ関税ニ於テモ、或ハ二割ニ當リ、或ハ五

五、

一國中課税區ノ評價ヲ異ニセルモノアリ。
 印度ニ於テ其ノ例スシ、即チ同レク印度内ニ於テ、
 或ル港ハ高ク或ル港ハ安ク評價スルヲ以テ、等レク
 從價一割ノ関税ニ於テモ、或ハ二割ニ當リ、或ハ五

六、

濠洲ニ於テハニ椽ノインボイスヲ徵ス。
 即チ各國ニ於ケルカ如ク、或引値段ノインボイスニ
 加ヘテ、實際積出地ノ時價ニ依ルインボイスヲ徵ス
 ルモ、如斯ハ手續上煩ル煩雜ナルノミナラス、市價
 變動甚シキ商品ニアリテハ、兩者間ニ著シキ俾開キ
 フ生スル事アリ、為メニ取引上面白カラサル結果ヲ
 生スル場合アリ、尚又同地税関ハ仕入ニ對スル代金
 受領書ヲ要求ス、通商上ノ障碍タル甚シ。

法制又制度

一、英領地弗利加ニ於ケル邦人營業權ナシ

英國ハ嘗テ我同盟國タリ。今日ト雖モ最モ親交アル
友邦ノ一ナルニ、ソノ植民領土中並利加ニ於ケル
邦人在留ノ禁制ハ甚々遺憾ナリ。殊ニ同地ニ於テ我
國々民ノ營業權ヲ否認スルカ如キハ決シテ公正ナル
モノニ非ス。同方面ニ於ケル我商品ノ需要ハ可ナリ
ノ量ニ上リツツアルモ、之カ直接販賣ノ途ナキヲ以
テ、未タ充分ナル輸入ヲナス能ハス。日亞通商ハ我
商舖ノ開設ニヨリテ、必スヤ莫大ノ發展ヲ見得可シ。
原産地名表記ノ巨細ニ適キルモノアリ。
例之北米合衆國ニ於ケルカ如キ、一枚ノ手中、一ダ
ロス六十銭位ノ小型國旗ノ如キニモ一々原産地名ヲ
附スルヲ命スルハ、手數ヲ尋スル事甚シク、率ヒテ
ハ原價ノ騰上ヲ招キ輸出ヲ阻害セラルル事トナル可

原本不良

シ。斯ハ是一味若ハ一箱毎ニ附スル程度ニ改訂セラ
ルレハ可ナル可シ。

三、中南米諸國ノ領事査證料高率ニ過ク。

ボリビア、グアテマラ并ハ従價三分、智利ハ約二分
五厘、メキシコニ至リテハ、實ニ従價五分ト云フカ
如キ頗ル高率ナル領事査證料ヲ徵ス、関税ノ如キ表
面的課税ト異リ、領事査證料ハ一般ニ知悉セラレサ
ルヲ以テ、之カ負擔ハ多ク輸出業者ノ負フ所トナリ
同方面ノ取引上面自カラサル結果ヲ見ツツアリ。

四、輸入手續煩ニ過クル國アリ。

メキシコ、中南米及併領植民地等ニ於ケル輸入手續
頗ル煩雜ナリ是等地方ニ輸入セラルル商品ハ概ホ小
口兼價低ナレハ手續上煩ニ過クルハ通商ノ夫障タル

亦一層甚シキナリ。

信用及運輸

一、國際間ニ信用調査ノ機關乏シ。

國際貿易ニ當リ相手方ノ信用ヲ調査ス可キ機關缺乏スル為メ、相手方ノ信用ヲ評定シ得ス。為メニ或列ヲ開通スルヲ得ス或ハ思ハ又被害ヲ見ル事アリ。如斯ハ害ニ其ノ場合ノ損失タルノミナラス人情トシテ莫ニ懲リテ盛ラウクノ嘆アリ通商ヲ妨クル事尠カラス。

二、北米合衆國ノ沿岸航路法適用範圍廣キニ過ク。

現下ノ國際經濟狀態ニ鑑ミ北米ニ沿岸航路法アルハ巴ムナキトスルモ、ソノ適用範圍廣キニ過クルヲ憾トス。大ナル公海ヲ扱ムノ場合ハ同法ノ適用ナキヲ至當

トス。即チ布哇、米本國間ニ同法適用セラレルハ沿岸航路ニ非スシテ、屬領間航路法ナリ。斯クテハ航海法ニ際限非ス。列國間運輸交通ヲ阻害スル事大ナリト云ハナル可カラス。

三、中南米方面ノ郵便不確實ナリ。

中南米方面ハ航海日數長キ關係上、比較的輕量高價品、例之絹物ノ如キハ小包郵便ニ依ル取引多シ。然ルニ同方面ノ郵便官署甚メ不正確ニシテ、時ニ五割以上ノ紛失率ヲ見ルコトアリ、為メニ迷惑ヲ感スル輸出商尠カラス。

四、南米諸小國ノ貨物亦紛失多シ。

郵船ニ依ル南米方面揚貨物ノ紛失モ亦前者ニ等シ。コハ主トシテ税関公署ノ取締不充分ナルト、責任感

延シキニ依リ、同地トノ取引上夫障タル甚シ。

大正十五年六月廿日

大日本人造肥料株式会社
社長 田中榮八郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助殿

拜復愈々御清祥之致奉實上候陳者五月廿日付貴翰ヲ以テ
御照會有之候通商障礙調査ノ件ニ付左記ノ通り御回答申
上候間可然御配意煩レ度此故御報告傍得貴意候 敬 具

一、中華民國ニ於ケル工業藥品中歐類ノ輸入ハ豫メ政府ノ
護照ヲ要スルノ事ナラズ輸入港ニ於テモ港則ニ依リ輸

入數量ノ制限(別表)ヲ嚴重ニ勵行シ通商上ノ煩瑣障
碍ハ想像ノ外ニ有之候然ル處此等駭類ハ民國化學工業
ノ基礎原料トシテ候テ可ラザル必要品ニ有之候間之ヲ
原料トシテ製造スル各種製品ハ益々ニ高價トナリ國民
ノ負擔ヲ増加スルノミナラズ産業ノ發達ヲ阻害スルコ
ト甚大ナリ依テ斯ル制限ヲ撤廢シテ民國産業ノ發達ト
通商貿易ノ圓滑ヲ期セラレ度候

一、濠洲及ニユーロランドへ輸出スル人造肥料(行ニ道
海酸石灰)ハ地理的關係ト生産調節上我國同業者ノ最
モ希望スル所ニ有之歐州戰亂前ニ於テ八年額四万噸内
外ノ輸出ヲ見タルニ戰亂干戈後ハ關稅改正從價ニ對五
分ノ重稅ヲ附課セルヲ以テ屢々列合ニ接スルモ彼ニ市
價ノ照會ニ止マリ曾テ商談ノ成立ヲ見ザルハ誠ニ遺憾

至極ニ候間此機會ニ於テ通商障礙トナル稅制ヲ改正シ
我國ト同標肥料ニ對シテハ無稅トナシ以テ通商貿易ノ
圓滑ヲ期セラレ度候 以上

支那各港一船ニ付噸積噸載輸入制限額

函 港 名	天 津	青 島	上 海	漢 口	香 港	廣 東
硫 酸	二〇,〇〇〇噸	五〇,〇〇〇斤	三〇,〇〇〇噸	上海ニ準ズ	四八,〇〇〇噸	香港ニ準ズ
硝 酸	一〇,〇〇〇噸	八〇,〇〇〇斤	一〇,〇〇〇噸	〃	一三,〇〇〇噸	〃
		一〇,〇〇〇斤	制限ナシ	〃	四四,〇〇〇噸	〃

摘要

右記數量ハ郵船會社ノ取調ニ依レモノナレトモ青島港
ノハ制限數量ニハ無關係ナルモノ、如ク當社一
船ニ付噸數一五,〇〇〇噸ヲ積送セシ實例アリ

大正十五年七月八日

大阪商業會議所

會頭 稻畑勝太郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助殿

拜啓 去ル五月二十日附ヲ以テ御照會相成候本邦及海外通
商障礙調査ニ關スル件別紙ノ如ク御回答申上候也

本邦及海外ニ於ケル通商障碍

一、主要ナル通商障碍

(1) 関税上ノ障碍

(1) 外國（例へバ米國、佛國、及濠洲ノ如キ）ニ於ケル保護税高キニ失スルコト

(2) 外國ニ於ケル関税ノ突然ノ引上アルノミナラズ各國競フテ関税ノ障壁ヲ高メツ、アリ（例へバ昨年濠洲ニ於ケル綿製品輸入税引上ノ如キ）

(3) 外國ニ於ケル原料品及食料品輸出税（例へバ支那ノ輸出税ノ如キ）

(4) 屬領地ニ對スル極端ナル特惠関税（例へバ佛領印度ノ如キ）

(5) 輸入禁止又ハ特許(例ハバ露國ニ於ケル貿易特許規定及加奈陀ニ於ケル本邦麥稈包裝品ニ對スル規定ノ如キ)

(6) 關稅手續ノ煩瑣
(7) 財政的障得

(7) 大戰後列國間ニ於ケル為替相場ノ変動著シキコト(例ハ八伴國、自國、伊國及日本ノ現狀ノ如キ)

(2) 所得稅及營業稅ノ二重課稅

(3) 關稅課稅以外各種ノ雜賦増加セルコト(例ハ夫邦ニ於ケル港務改革費、故災賦課稅及ビ釐金稅ノ如キ)

(ハ) 運輸ニ關スル障得

(1) 廣大ナル範圍ニ亘ル沿岸貿易ノ禁止(例ハ本國

國ノ如キ)

(2) 自國貿易ヲ自國船ニ積載セントスル運動(例ハ本國ノ如キ)

(3) 外國船ノ積卸防害(例ハ昨年支那ニ於ケル排外運動ノ場合)

(ニ) 其他

(1) 頻發スル排外貨運動(例ハ支那ニ於ケルカ如キ)

(2) 極端ナル國產獎勵國產愛用運動

(3) 輸入品ノ重量、品質等ニ對シ煩瑣苛酷ナル取締規別ノ制定又勵行(本國ニ於テ本邦罐詰、蚊虱線香ニ對スル取締ノ如キ)

(4) 各國間ニ於ケル貨幣及度量衡不統一

ニ實際ニ經驗セル通商障得

取引上ノ甚情、所へバ債物引取拒絶、値引等ノ為メ内
外両間ニ爭議頻發シ短期間ニ解決ヲ見ザレト（例へ
ハ日印貿易ノ場合ノ如キ）

大正十五年七月八日

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上 準之助 殿

株式会社 鈴木商店 金子直吉

拜啓 愈々御多拜奉復候際者五月二十日附貴翰ヲ以テ御來
示の「日本邦及海外ニ於ケル通商障害調査の件」拜儀仕候
弊店長崎英造氏へ同封別紙寫の如き實例通知致置候間併
参考迄御一覽取下度願上候詳細は同氏より御説明可申上
候 致 矣

鈴木商店が外國貿易の見地より實際に経験せる通商障礙の實例を左に擧ぐ。

一、四五年前より事なり英福丸に瓜哇より瓜哇白砂糖約八千

此満船にてスペインアントワープに積出せり内四千

此はスペイン揚荷にして（バーセロナ揚なり）と記憶

せり）或り四千此はアントワープ揚荷なりき而してス

ペイン揚荷物に付ては當該船積のマニフェストは積荷港

又ハ前寄港地ノスペイン領事のViceを必要とするものな

る處何等かの行違の爲めをマニフェストには其のViceな

りし爲めスペイン政府は積りスペイン場の荷物のみ

ならず也の安土府行り四千此の荷物をも含む全部の積荷

につき一袋五ペセタスの罰金を夫拂ふに非ざれば當該

船舶を押留すべしと威嚇せり依て當方は其の手腕りを
陳謝し積出港に於けるスペイン領事の証明書を送す
べき事を申付たるに聽許無之程々折衝の結果英貨五万
磅に上る倫敦ウニストミンズ及びバンクの保証状を提
出漸く安土府に向け出港の許可を得たり當初當店は本
事件をスペイン法廷にて争ひ前記保証状の撤回を計ら
んとせしに仲立人の助言に従ひ之を為さず結局約一ヶ
年に亘る折衝の結果仲立人の提議により英貨五千磅を
提供して本事件の落着きを見たり故に仲立人が右五千磅を
スペインにて如何に使用せしかば不明なり

二、大正十四年六月一日「YFRES MARU」は七千九百
六十人此の涼洲小艇より乗せる麥粉を積載日本より坡
西土に到着せり同船坂西土に到着前及之と同時に積荷中

の二千七をアレキサンドリヤ千七をマルタ三千七を希
臘のサロニカ場に賣約せり先づア港にて二千七揚荷の
後千九百六十八七水賣約の儘當時比較的高き値段の取
れそなりしサロニカに該船を廻航せしめたり該船十
口ニカ着港當時の賣約高は前記の通り三千七なり故に
着港と同時に三千七に對するマニエスタを税関に提出
せり 然るにサロニカに於ける仲立人は該積荷の品質
を檢分の上更に千七買取の採買手に勧誘の結果買手よ
りオフアあり當方をアグセプトし結局四千七揚荷す
べき旨倫敦支店よりサロニカに於ける備方代理店に
Tallis & Co. に打電せり 然るに希臘には法令として總て
希臘向けの船舶は入港以前揚荷の的確なる數量を税関
に申告する事を要し之に違ふ時は毫末も仮借せず若し

依りに三千比の場合荷申告をなせる時は如何なる事由に
依るも二千五百比又は三千五百比とするが如き事を許
さずして斯る場合一袋に付き(一英貨四志)に相當す
る割合にて罰金を課せらる。而して此の罰金を避くる
為めには一旦出港更に他國港に寄港の後サロニカに再
入港せざるべからずとせり。蓋し本法令の主眼とする
處は國家禁制品の密輸入を防止するに在りといふ。右
實例の場合に於て若し當方にて強いて右千比を揚荷せ
んとする場合にはサロニカ場合全荷物に對する納五千磅
の罰金を税関に供進する事を要し後日取調の結果税関
當局が本船には禁制品の搭載なく船長に犯意なき事判
明せる場合には右賦税金は返還する、由なりといふ米し
て返還する、や否や然はしく不安なりと為め之を為さ

ず抑衛の結果百千比の賣納を取消しマルタに向け出航
せしめたり。蓋し希臘の税関規則に従ふ一旦出港他國
港に寄港の後サロニカに再入港の事とせば此港賣納に
引渡甚敷通過すべく其の結果賣納より解納を甲込ま
る、に至るやも難計のめ之を為さざりし次第なり
右ニ實例は共に第一等國に於て起りたるもの非ざる
事を特徴とす第一例に於けるスペイン税関の處置、真
に不當不條理の事と言ふべく現在輸入港に於て自國領
事 vice の原産地証明書の添付を必要條件とする事可なり
此れも何等かの事由により添付間に合はざる時は適
當なる猶豫期間を與へ此期間内に之を提出し得可なり
とすのを通例とす本件の場合は之を許さず然るも其上
存即ち他國港向けの荷物に對しては増且つ一袋につき

五ペセメスの過重且つ不當なる罰金を課せりスペイン
政府は自國港に於て自國法律を適用する次第故不恩議
はなから人も世界通商上の實際又慣例より見れば一種
の詐偽的行為と斯ふるも不穩當といふべからず通商筆
研に若し消極的のものゝ積極的のものとおうば本件
場合は後者に屬するものとすべく世界通商の円滑な
る發展の爲め一日も速かに斯る不當の規制を撤廢せし
むる事必要なりと懸念す

第一例の場合も亦入港前申告なき荷物の出港を許さず
然るも之を許す場合に條件として一兵出立禁止港に寄
港の後再入港する事を要する如きは之亦積極的進
商障礙の類なる一例と爲すべく希臘政府にして莫に
世界通商の円滑なる發展に寄與貢獻する誠意あるは速

りに斯る惡法令を撤回すべきものと信ず禁制品輸入の
防止策を理由とするも禁制品輸入防止取締は自國税関
當局の組織設備其他自國の手によりて之が目的を達し
得べく自國税関の不備の爲め他に過重の負担を負はし
むるは一國政府として公正の觀念に反する行為と思惟
せざるを得ず 以上

通商障礙實例追加。

三、他國港にて既に荷物を積込み船積後に餘溢あり積荷の
爲めスペインの港に寄港する場合に於て他港にて既に積
込めたる荷物全部に對して一種の屯税を課せらるゝ故例
へは日本の巨艦が北歐にて大部分の積荷を了り一二千
屯船腹の餘溢あるも此の屯税の爲めスペインに寄港荷

物積取る事困難なり是れ通商障礙の一例にして世
界の海運業者の爲め斯る規則の撤廃を望むる所なり

大正十五年七月十日

横浜商業會議所

會頭 井坂 孝

國際商業會議所日本國內委員會

議長 井上 準之助 殿

拜啓 愈御陰昌奉賀候陳者豫テ本邦及海外ニ於ケル通商障
礙ニ関スル件ニ就キ御照會ニ接シ致事仕候右ハ廣ク當業
者ヨリ調査資料ヲ徴シ是ヲ弊會議所ノ調査ニ参酌シ換
審議ヲ經テ別紙ノ通商兩答申上候 敬 具

本邦及海外ニ於ケル通商障礙ニ關スル件
其一、外國貿易ノ見地ヨリ觀タル障礙

(一) 關稅及英運關上ノ障礙

(1) 米國ニ於ケル日本絹織物消費稅ニ對スル課稅ノ撤廢ヲ
希望ス

米國ニ於ケル日本絹織物輸入稅賦課ノ標準ハ日本例ノ
解釋ト相違スル點アリ即チ日本例ニ於テハ米國ニ輸出
スル絹織物ノ輸入稅ハ當然輸出積出當時ニ於ケル日本
ノ市場相場ニ依リ從價五十五%ノ稅率ナリト解釋セラ
ル、ニ拘ラズ米國例ニ於テハ上述ノ相場ニ消費稅ヲ加
算シタルモノヲ以テ相場ト見做シ之ニ對シ課稅スルハ
故ニ本邦輸出業者ハ自國ノ消費稅ニ對シ五十五%ヲ負

據スルノ甚ダ不合理ナル現狀ノ下ニ課税セラルレ所ナ
 リ
 註、日本ニ於ケル絹織物消費税ノ課税標準ハ従時其課
 價格ヲ定メ共決定標準價格ニ對シ一〇%ノ消費税ト
 シテ課税シツ、アリ 而シテ現在ノ標準價格ハ百匁
 楮羽一重七匁八十錢、朱子八匁六十錢、玉楨六匁二
 十錢、絹織三匁八十錢トス
 右米國ノ新祥ニ對シテハ元ニ米國ニ於ケル米洋絹織物
 輸入者協會 (Oriental Silk Importers Association New York)
 又同國新祥ニ對シテハ米國ニ於ケル米改存ヘ抗議ヲ為シタ
 モ大正十三年八月頃米改存大蔵省官吏並ニ上海駐在日
 國商務官ノ米新祥査ノ際内地消費税ノ決定宜シカラ
 ズ其結果日本ノ輸出絹織物ハ其大部分が以テモ輸出

ノ目的ノ為メニ製造セラレタルモノニ非ズ内地商ニモ
 消費ナル、モノナルヲ以テ消費税ヲ以テ又ルモノヲ以
 テ相場ト見做スベキが至當ナリトノ結論ニ歸シタノ下然此結論ハ
 例外ノ少数ノ場合(絹織物總輸出ノ約三%)ヲ採リテ標準ト
 ナセルモノニシテ之ヲ以テ一般輸出絹織物ノ相場ト為スハ明カニ不當ニシテ物ニ
 ヨリテハ時價ノ三%以ニニ相當ノ外國品ト競争上 equalizer トナリ居ルモノナリ
 又本邦ノ輸出絹物ノ市價ハ内地一般市價トハ全然異リ
 内地市價ヨリ消費税ヲ減セルモノガ輸出絹物ノ市價ト
 ルベキモノナリ故ニ米國ニ於ケル課税標準市價ハ本邦
 市價ヨリ消費税ヲ全メザルモノト改正セラレタレ
 (2) 英國輸入生絲又絹物ニ對スル課税ノ撤廢又ハ輕減ヲ希
 望ス
 昨年七月一日ヨリ英國ヘ輸入スル生絲又絹物ニ對シ輸

横岡三

入税ヲ課セテ、結果日本ヨリノ同品輸出ニ甚大ノ影響アルハ勿論横濱港トシテモ相償ノ打撃ヲ受ケツ、アリ殊ニ共商制ノ発布、糸染、及仕上業者ハ多額ノ日本絹ヲ原料トシテ取扱ハレ其製品ハ英國ニ於テ多大ノ需要ヲ有スルモノナレニ右課税ニ依リ高價ナル輸入原料ヲ以テスルハ彼等ノ事業成績ヲ擧グル事困難ナルト共ニ多数ノ仕上業、裁縫業者ノ如キ製作業ニ取リテモ其蒙ル打撃大ナルヲ知ルベシ

要スルニ絹又生絲ニ對スル英國ノ保護關稅ノ實施ハ寧ロ内外共ニ甚影響ヲ新業ニ及ボスモノト恐為セラレ

絹關稅

(甲) 絹

(イ) 織及膚 デイスチャージサレザルモノ

一吋度ニ付 一志

全部又ハ一部 デイスチャージサレタルモノ

三志

ノイル (デイスチャージサレタルモノ)

一志

(ロ) 生絲 デイスチャージサレザルモノ

三志

全部又ハ一部 デイスチャージサレタルモノ

四志四片

(ハ) 絹絲 (絹紡絲、捻絲) デイスチャージサレザルモノ

四志八片

全部又ハ一部 デイスチャージサレタルモノ

六志八片

ノイル絲 (デイスチャージサレタルモノ)

一志五片

(ニ) 絹織物 デイスチャージサレタル絹ヲ使用セル織物ハ

五志三片

其絹ノ含有量ニ對シ

全部又ハ一部 デイスチャージサレタル絹ヲ使用セル

七志九片

織物ハ其絹ノ含有量ニ對シ

羽二重 (赤色又ハ捺染セザルモノ)

六志六片

ノイル織物

一志七片

横南四

(七) 人絹

(イ) 屑

一志

(ロ) 軍線又ストロ

〃

二志

(ハ) 縲線又ハ軍線ノ工程ヲ越エタル縲糸

〃

三志

(ニ) 織物(他價織紐ト混織セルモノハ人絹ノ含有量ニ對シテ封度ニ付)

三志六寸

(丙) 全部又ハ一部絹又ハ人絹ヲ使用セル前記以外ノ製品

(イ) 製品ノ全部が絹又ハ人絹ヨリ成ルトキスハ製品ノ一部が絹又ハ

人絹ヨリ成リ共絹又ハ人絹ノ含有價格が製品價格ノ割ヲ越スル
トキ製品ノ從價

(ロ) 絹又ハ人絹ノ含有價格が製品價格ノ五分以下トキ製品ノ從價

二%

註) ポリスチレントハ膠質ヲ含シタルモノトシテ其從價ハ内記外記ヲ除
去セル正味重量ニ賦課シ増量ニスル絹又ハ人絹ノ全重量ニ他價織紐ト混

製シタル絹又ハ人絹線又ハ其織物ハ絹又ハ人絹ノ含有量ニノシ賦課ス

(3) 英領印度ニ於ケル日本輸入絹線布ニ對スル課税ノ從價
又ハ輕減ヲ希望ス

英領印度政府ハ既ニ一九二二年度ノ豫算案ニ於テ輸入
税ノ引上ヲ行ヒ二二年三月一日ヨリ新税實施ヲ決定
シ綿布ハ旧年一割一分ヨリ新年一割五分ニ綿線ハ無税
ヨリ五分ヲ課セラル、コト、ナレリ味ニ最近印度紡績
業者ノ日本紡績業者ニ對スル反感ト更ニ印度政府ヲシ
テ保護關稅政策ヲ取行セシメタル綿花輸出税綿線布輸
入税ノ實現ヲ期シソ、アルハ明カニ日本品ヲ印度市場
ヨリ驅逐セントスル運動ナリト思考セラル、所ナリ

(4) 濠洲ニ於ケル輸入玩具ニ對スル關稅ノ輕減ヲ希望ス
濠洲産業保護ノ意味ニ於テ從來玩具ニ對シテ五%ノ輸

入税ナリシニ大〇%ニ改正セラレタル結果同地向輸出額ニ相嘗影響ヲ及セリ

(5) 本國ト進民地間ニ於ケル特惠關稅ノ撤廢又ハ關稅規定ニ依ル差別取扱ノ撤廢ヲ希望ス

「例」

一、英國ノ英領印度ニ於ケル自國商品ノ課稅ニ他諸外國品ヨリ低率ノ關稅ヲ課スルハ國際通商上公平ヲ欲ス

二、件國ニ於テ護謄製品ハ賦稅ニテ英國進民地ニ輸入セラル、コト

三、邦國ニ於テ獨逸及瑞西製ノ珐瑯鐵線ニハ特惠稅率ヲ適用セラレ

四、CIF價故ヲ關稅査定ノ基トスル場合隣接國ヨリノ

輸入品ニ對シテハ關稅規定ノ適用ニヨリ間接ニ特惠稅率ヲ適用セラレ、モ比較的遠隔ノ國ヨリ輸入セラレ、モノニ對シテハ差別的取扱ヲ為スコトアリ

五、佛國ニ於テ獨逸製ノ重クローム取曹達ニ對シ特惠稅率ヲ課スルコト

(6) 關稅々率ハ最高三割五分ニ限定セラレベキヲ希望ス
軍備ノ制限ガ世界平和ノ根本條件タル以上世界經濟戰争ノ根本式悉ク關稅率ノ制限ヲ必要トスルヤ論議シ而シテ三割五分迄ノ高率關稅ヲ以テ内地産業ノ保護ヲナスモ尚發展ヲナシ得ガル産業ハ保護ノ價值ナキモノト認ム可キノシラス之ヲ保護スル為メニ外國品ニ高率ノ關稅ヲ課スルハ不公平ナリ故ニ奢侈稅其他ノ禁止稅ヲ除テ各國ノ關稅最高率ヲ三割五分ト限定セラレ

續前六

大キ事ヲ希望ス

(7) 夫邦ニ於ケル原料品輸出税ノ撤廃スハ輕減ヲ希望ス
理論上輸出税ノ如キハ備忘廢止セラルベキモノナルニ
今日ノ窮乏セル夫邦財政ノ立場ヨリ廢止實行不可能ナ
リト思考セラル、ガ故ニ食料品及原料品ニ限定シ之ガ
輸出税ノ撤廃スハ輕減ヲ希望ス

(8) ソヴイエト聯邦共和國ノ貿易政策ハ通商ヲ阻害スルヲ
以テ其政策ノ改善ヲ希望ス
ソヴイエト政府ハ通商貿易ヲ奨励トシ年々輸出額定額
ニ應ジテ輸入額定額ヲ定メ輸出ノ平衡ヲ得セシメソ
トスル政策ヲ保持シ現在所國內ニ於ケル物資ノ缺乏甚
ダンキニ拘ラズ消費品ノ輸入ハ極度ニ之ヲ制限スルハ

我對露貿易ニ及ボス影響少カラサルノミナラズ世界通
商平衡ノ精神ニ及スルモノナリ

(3) 本邦品輸出上各國原産地證明書又表示制度ニ對スル希
望

絹物加工品及雜貨類ノ輸出ニ當リ商標一個毎ニ原産地
ヲ表示スル「レベル」ノ表示スハ捺印ヲ強制スル規定ハ輸
出上多大ノ不便ト死傷トヲ生ジ欲テ輸出業者並ニ消費
者ニ其費用ト手數ヲ負擔セラル、ヲ以テ從來ノ強制的
規定ヲ改メ一打毎ニ英容番又ハ地帯ニ捺印捺印スルコ
トニ改正スルヲ希望ス

「絹物加工品ノ輸出ニ當リ商標ノ一個一個ニ原産地ヲ
表示スル「レベル」ヲ捺印セシメラレ居ルガ其手數煩ル
煩雜ニシテ殊ニ長等加工品ヲ日本ヨリ多量ニ輸出ス

改訂六

ル印度、濠洲、木蘭、南米ノ諸國ニ於テハ其邊及ニ
 對スル制裁ノ政烈ナルハ當業者ノ等シク苦痛トスル
 所ナリ、主要輸出品タル手中ノ如キ其邊及ノ莫大ニ
 シテ原價ナルモノニアリテハ手數ノ煩ハシキノミナ
 ラス往々ニレテ一、二點付税ノ物ヲ生ズル事ナシトセ
 ズ此ノ場合ノ通商ハ取引ノ基礎ヲ根本的ニ覆スニ至
 ル事ナリ殊ニ濠洲ニ於テ手中ニ Monogram ヲ附セルモ
 ノハ手中ノ土地へ原産地證明ノ捺印ヲ強制セラレ居
 ルカ如キ非濠洲ニシテ恐ンド商品ノ價值ナカラシム
 ルモノナリ若シ以上ノ規定ヲ改更シ壹打無ニ其邊及
 又ハ括帶ニ捺印スルコトヲ得バ本品消費者スハ輸入
 者共ニ多大ノ利益ヲ得ル事トナリ將來一層輸出ノ發
 展ヲ促スニ足ルモノト信ス

原産地證明ヲ商品各個毎ニ添付スル事ノ如何ニ手數
 ヲ要シ不便ナルカハ英領印度現行ノ Sea Custom Act.
 ヲ参照セラレタシ

(10) 原産地證明手數料率ヲ統一セラルベキヲ希望ス
 左ニ例證セル如ク商率ナル手數料ヲ徴スルハ甚々不當
 ナルヲ以テ查證料ヲ統一セラレンコトヲ希望ス

例

墨西哥	6%	價格	5%
秘魯	2%		1%
ボリビヤ	3%		3%

(11) 同一國ニ於ケル税関課税標準ノ價格査定ノ一定ナルヲ
 希望ス

例「印度」カチワラニ於テハ印度政廳ニ納入スル関稅責

續前七

任額限定セラレソレ以上ノ収入ハ「カチワラ」五箇ノ所
得トナルヲ以テ輸入貨物殊ニ絹織物ノ如キ高級品ニ
對シ其價格ノ査定ヲ精ニ低下シ以テ其通関高ヲ増加
セントスル為メ「孟買」其他ニ於テ正當ナル関稅ヲ賦課
セラレタル商品ハ其市價ニ於テ前記低率関稅ノモノ
ト競争シ難キニ至ル是明カナル不正競争ニシテ公正
ナル通商ヲ阻害スルモノト認ム

(12)

密輸入取締ヲ嚴重ニセラルベキ事
密輸入ニ関レテハ各國共ニ考慮セラレ其取締ノ方法ヲ
講ジテ、アルモ尚其ノ効果充分ナラザル地方アリ為メ
ニ正當ナル取締ヲ阻害スル所尠ナカラズ一層其取締ヲ
嚴重ニセラレシムコトヲ望ム

「例」伯刺西原、亞爾然丁及津領江漢支那國境ヨリ密輸

入ノ如キ天下周知ノ事實ナリ

(13)

交通路別関稅差別ノ撤廢ヲ希望ス

「例」極東露滿ニ於テハ「西比利亞」鐵道經由ノ貨物ニ對シ
海運ニ依ル輸入品ニ比シ特ニ低率ノ関稅ヲ課シテ、
アリ又北米合衆國ニ於テハ米國船ニ依ルモノト本邦
船ニ依ル貨物ニ依ル貨物トノ関稅賦課及取扱上ニ不
公平ナル事アリ特ニ旅客手荷物ノ取扱甚ダシキヲ
見ル

(14)

通関手續上包裝ニ関スル障礙

ヴエネジニラニ於テ商品ノ形状及重量ノ都合上之ヲ各
別ニ箱詰スルハ不可能ナル為種類ノ異ナル商品ヲ同一
箱中ニ包裝スル場合アリ此場合假令領事ノインボイス
ニヨリ各種商品ノ總重量及純重量ヲ明示スト雖尚一箱

積荷ハ

中ニ種類ヲ異ニスル商函ヲ包装セル廉ニヨリ罰金ヲ課セラル、コトアリ

(二) 運輸ニ對スル專擅的制限ニ依ル障礙

外國貨物ノ輸送ニ對シ正當ナル理由ナク不公平ナル運賃ヲ徵スルハ國際通商ヲ阻害スルモノナルヲ以テ之ガ取締ヲ希望ス

「例」從來米國ノ Overland ノ絹物ニ對スル運賃ハ

Silk Train 重量 100 lbs = 付 \$ 9.00

Freight Train 重量 〃 〃 〃 \$ 5.50

ニシテ不志ノ積荷ニ對シテハ低率ナル Freight Train ヲ利用シ得ラレシ為メ絹物ノ費込上又大ノ

便益アリシガ大正十四年八月二十五日 Chicago 市

ニ開カケル Trans-Continental Rail-road Conference

一ア當時 Silk Freight Train 利用ノ傾向著シキ為

メカ突然 Freight Train 料率廢止ノ決議ヲ為シ同

年九月廿五日ヨリ實施ト決定セラレ此ノ便ヲ全然

失フニ至レリ

Freight Train Service ヲ全然廢止セルナラバイザ

知らズ其ノ Service ヲ存シ且ツ同ジ Rail = 七加奈

陀 Toronto 市ニ輸送セラル、モノニハ依然廿5.50

ノ料率ヲ存置セルハ不公平ノ甚ダシキモノニシテ

我國物貿易上其ノ發展ヲ阻害スル事甚々大ナリ宜

シク此ノ決議ヲ撤廢シテ之ヲ旧率ニ復セシメラレ

ン事ヲ望ム

(三) 信用調査上聯絡ノ不完全

對外商取引開始ノ場合ハ固ヨリ常ニ其取引上ニ於テ外國取引當事者間ノ信用調査不明ノ為メ多ク不便ト擾害ヲ蒙リ通商貿易上少ナカラザル障礙ヲ來シシ、アルヲ以テ茲ニ完全ナル國際的信用調査機關ノ設置ヲ希望ス

(四) 人種上ノ偏見ニ依ル貿易上ノ障礙

除去ヲ希望ス

南阿聯邦ニ於ケル極端ナル東洋人ノ排斥ノ如キハ事實ニ於テ商舖ヲ設置シ直取引ヲ為シ得ザル状態ニアリ

(五) 國民的偏見ニ依リ通商上ノ障礙

概々ハ排日思想ヨリ來ル我邦商品ノ不買同盟(ボイコット)ノ如ク輸入國ノ消費者ニ對スル不利大ナルモノナラズ公正ナル通商道德ニ交スルモノナルヲ以テ各國ニ於テ法律ヲ以テ之レヲ嚴禁セラレン事ヲ望ム

其二、内訌商業ノ見地ヨリ觀タル障礙

(一) 我國關稅々率上下ノ遲緩

我國ノ關稅政策ハ各國ト同ジク他ノ壓迫ノ下ニ其幼稚産業ノ育成ニ成功セル常道ヲ踏襲セルモノナルモ其ノ産業ノ經濟状態並ニ輸入セラル、貨物ノ價格又ハ國家ノ財政經濟ノ立場ニ應ジテ隨時敏捷ニ關稅々率ヲ上下スベキモノニ拘ラズ其上ゲ下ゲノ遲緩ナル為メ産業保護ノ效果又大部分減却セラル、モノト思為セラル

(二) 不正競争取締上ニ関スル希望
 我輸出工業製品ニ對シ其ノ製造ノ規格ヲ統一セシメ
 架並造、不正競争ニ陥リ易キ種類ノ工業ニ就キ特ニ國
 家の検査通過制度ヲ確立セシムル事ヲ希望ス
 一検査制度ヲ全体的ニ統一組織スル事、特ニ民間商業
 組合聯合會ノ検査制度ヲ保護奨励シ之ヲ國家的ニ整
 頓補足スル事

大正十五年七月十二日

京都商業會議所
 會長 濱岡光哲

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上達之助殿

本所ノ所見ニ依レバ本邦對外通商上ノ主要ナル障礙ヲ左ノ
 如シ

一、關稅障礙

(1) 我が通商上ノ對手國が相競ラテ輸入關稅ノ障壁ヲ高
 クスルノ傾向顯著ナル事(例へバ米國及豫州ノ如キ)

(四) 我が工業用原料品ニ對シテ其生産國ニ於テ平時ニテリ
 テモ動モスレバ之ガ輸出ヲ制限セントシ又ハ輸出税
 ヲ課セントスル運動アル事(例ハバチ度ニ於ケル輸
 出税ノ課税運動)

(一) 我が食料用ノ主要穀類ニ對シテ平時ニ在リテモ輸出ヲ
 制限シ又ハ輸出税ヲ課スル事(例ハバチ那ニ於ケル
 米穀ノ輸出禁止)

二、財政的障礙

(一) 関税以外ノ賦課税ノ存在(例ハバチ那ニ於ケル釐金
 税ノ如キ)

(四) 外國為替ノ変動甚シク且不安定ナル事

三、運輸障礙

(一) 沿岸貿易ノ禁止(例ハバチ國ノ如キ)

(二) 排外貨運動

(一) 自國貿易品ヲ自國船ニ積載セントスル運動(例ハ
 バチ國ノ如キ)

(二) 輸入品ニ對シテ苛酷ナル重量、品質ノ取締規則ノ制
 定及履行(例ハバチ國ニ於ケル本邦製品ニ對スル
 加加キ)

(三) 外國船ノ積荷障害(例ハバチ那ニ於ケル加加キ)

四、其他

各國度量衡ノ不統一
 在又答申候也

原本不良

大正十五年七月十三日

神戸商業會議所
會頭 鹿島彦次郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

拜復 本邦及海外ニ於ケル通商障礙調査ノ件

本年五月廿日附テ以テ首懸ニ関シ御照會相成候處爾來當
所ニ於テハ調査ノ結果各種通商障礙ト成レベキモノ、中
大ニ於テハ以テ其ノ主ナルモノト認メ之レガ改善ニ付希
望事項ヲ列記致候尚ホ右障礙ト認メタルモノハ或ハ關稅

上又ハ交通上稱不射政的ニシテ且ツ法律的乃至社會的ナ
レモノモ有之候為一々區分スルコトハ困難ニ候間大抵國
際的事項反對内的關係トニ分テ候障得ノ理由ト實例ニ兩
シテハ左記ニヨリ御諒兼相成度此致及回答候 敬具

託

ハ、國際的要望

一、國際的信用調査機關ノ完備ヲ望ム
通商上信用調査ハ常ニ急遽ヲ要スル場合多ク折角商
談ノ進捗中モ信用確知不充分ノ為メ往々商談ヲ逸ス
ルコトアレバ尤モ取調ヲ簡單ニ且ツ迅速ニ成サレン
コトヲ希望ス所ナリ此ノ場合通商局又ハ他ノ機關ヲ通
シテ信用程度調査ヲ文牒ニ置キ又互國間ノ貿易業者

ハ其必要ニ應ジ問合スコトヲ得ル様ニセラレタシ、
二、印度商業會議所ノ仲裁々斷ニ関シ仲裁人ヲシテ日本
専門家ノ意見ヲ尊重セシムベキコト。

印度商業會議所ノ海外商人トノ紛議ヲ仲裁スルニ當
リ土人又ハ在任商人ニ對シ有利ノ判決ヲ為スコトハ
有ルナレ事實ニシテ印度商人が一朝市價ノ下落ニ當
ヒ損失ヲ承ベサントスルヤ常ニ口ヲ商業會議所ノ仲
裁ニ措リツ、テルモノニシテ本邦商人ガ商業會議所
ノ公平ニ依頼スレバ必ズ及ツテ不利ナル判決ヲ見ル
コトハ對印貿易商ノ一擧ニ認識スル所ナリ。サレバ
對日本入トノ紛議ノ仲裁ニ對シテハ印度樞要各地ノ
商業會議所、日本入ノ専門家ニ深賞ノ鑑定ヲ命ジ其
ノ意見ヲ尊重セシムベキコト。

三、印度ニ於ケル手形法改正ニ考慮ヲ拂ハレタキコト。
印度ニ於ケル手形法ハ我國ト異ナリ手形ノ利便ケラ
為レ昨且ニ於テ不辨ヲ為シタル場合ハ我國ノ手形法
ニ依ル如キ文牒ノ義務性シク其間各種ノ異議ヲ申立
ツル餘地アリ斯クテハ我國トノ貿易上危険不測對
シ曠易ト一大支障トシテ我が輸出商ノ一環ニ繫結スル可
ナリ。

四、消毒ニ関スル「マニラ」港則改正ニ要望ノコト。
現行「マニラ」港則ニ依レバ同地入港船ハ同地入港前三
ヶ月以内ニ米國醫官スハ米國領事指定醫官カ施行シタ
レ消毒証明書ノ提示ヲ要ス然ラザレハ同地ニ於テ「マ
ニラ」官憲指度ノ消毒ヲ施行セシメ之レヲ与サザレバ
本船ノ岸壁繫留荷役ヲ許可セラレズ、依テ「マニラ」ニ於

テ消毒ヲ避クル為ニハ發航地ニ於テ米國醫官スハ
米國醫官駐在ナキ地ニ於テハ米國領事指定醫官ノ施行
セル消毒証明書ヲ受ノレテ再レ日本官憲カ施行セル
消毒証明書ハ「マニラ」ニ於テ有効ト認メラレズ。然ル
ニ英領加系太「ピクトリヤ」港ノ現行港則ニヨレバ本船
同地入港前六ヶ月以内ニ發行地ニ於ケル長大権威ア
ル官憲（例ハハ神ナニ於テハ税関港務部）カ消毒ヲ
施シ之ガ簽紙ノ証明書ヲ有効ト認メ居レリ、
前記ノ如ク英領「ピクトリヤ」港ニ於テハ日本官憲ノ發
給セル証明書ヲ有効ト認ムルニ米領「マニラ」港ニ於テ
ハ之ヲ有効ト認メズ兩國其ノ取扱ヲ異ニセラフ以テ
之レガ統一ヲ計リ通商障礙ヲ除去スル為公國共其發
航地又ハ寄港地ノ所屬國官憲カ簽給セル消毒証明書ハ

神

五ニ有効ト認ムル事ニ各國法令又ハ港則ヲ改訂セラ
レシニトテ望ム、
「マニラ」港ニ於テ日本信憲ノ發セル消毒証明書を有効
ト認メザリシ實例次ノ如シ
大正十三年十一月一日神戶ヲ出帆セル日本郵船會社
濠洲航路臨時船宿津丸（門司、マニラ經由シド）一
）ニ於テ本船「マニラ」寄港ノ為同地ニ於テ消毒施行
ヲ避クル目的ニテ發航地ナル神戶ニ於テ同十一年
廿日神戶税関本船第一ヲ消毒施行同部發給ノ消毒
明書ハ神戶駐在米國領事ノ簽証ヲ受ク本船之ヲ所行
シテ「マニラ」港ニ入港セシ所此ノ日本官憲發給ノ消毒
証明書を有テト認メザリシ本船ハ同地岸壁繋留ヲ許
サレズ速ニ所繫リトナリ揚子ハ全部停卸シテ守セラ

レ同社ニテ多大ノ特費用ヲ要シタル旨同社「マニラ」代
理店ヨリ通牒ニ持シタル趣ナリ、
五、旅客証發止ヲ望ム。
旅客証ハ此ニテ救ト費用ヲ要スルモノナリト各
國相互條約ニヨリ全廢ヲ希望ス。
六、不法入國者搭載拒絶ニ関スル移民法ノ改正ヲ望ム。
搭載拒絶上陸地ニテ入國不可ノ場合自社船便送還
ハヒムヲ得ナルベキモ不法入國者搭載ノ理由ニヨリ
罰金制ヲ全廢ナレク同時ニ送還後本入又ハ本籍地官
憲ニリ運賃ヲ請求シ得ル條移民法ノ改正ヲ望ム、
ナリ、又ニ現在移民法ニ依レハ上陸後五ノ年内ニ官憲
ヨリ返去歸國ヲ命セシメル場合最速輸送セル船會
社が無償送還ノ義務アル規定ナレ共之ヲ有償送還ノ

附
一

事ニ改正セテレンコトヲ望ムモノナリ。

七、海外往來船隻ニ對スル手續ヲ簡便ナラシムルニトシテ望ム。

船隻ノ來船前ニ於ケル手續特ニ身体検査ノ如キハ到着後ニ於ケル法規ニヨリ在古セラル、コトナク相當権限アル來船地官憲ノ検査ノシニ満足シ到着後身体検査等ヲ為サレルコトニナレタレ。

八、南米諸國ニ於ケル密輸入取締方ヲ望ム。

南米諸國ニハ密輸入取締應レ任ズ正當輸入業者ヲ目惑セシメ起シテ其邦輸出業者ニ苦痛ヲ與フルコトアリ。又ハ海米等アルガハ外國モンテビデオ港ニ輸入セラル、絹織物及他ノ重税品ニシテ同國ニ消費セラレ、數量以上多額ノモノスハ性質ヲ異ニセルモノアリ。

リニ此等ハ後メアルゼンチンスハ「ブラジール」ニ在地區境ヨリ密輸入スル目的ヲ以テ取列セラル、モノアリ之レガ為メ正當ナル取列ヲ障礙セルコト大ナリ。

九、南米諸國ニ於ケル保安設備ノ充實ヲ望ム。

南米諸國ニハ組織的密益團既在シテ被害多キ為一救保險料金平高シ隨テ商品ノ價格ニ影響ス之レガ防止ヲ講ズルヲ當該地方ノ保安設備ヲ充實セシムルト同時ニ何等カ特別ノ保護方法ヲ考究セテレタレ。

十、南阿諸國ニ於ケル日本人ノ差別待遇ヲ撤廢セザレンコトヲ望ム。

南阿弗利加地方トノ貿易ハ昔シテ増進シツ、アル際日本人ハ此ニ並細亞入ト同様ノ待遇ヲ受ケツ、アルコトハ貿易上大ナル支障ナルハ論ヲ待タザル所ニシ

テ一報紛議ヲ構成センカ如何程日本ハニ有利ナルコトアリトモ我商人ノ敗訴トナリ其權利ヲ保護シ得ザルコトハ彼ノ大正九年ノ恐慌ノ際何人モ實驗セシ所ナリ、故ニ紛糾トモ一敗商人ニ對シテハ差別待遇ノ撤廢ヲ主張スルモノナリ。

十一、佛領印度ニ於ケル関税ノ障壁ヲ除カレタキコト。佛領印度ハ我商ト直接シ其ノ嗜好品モ我國ヨリ東洋各地ニ輸出セルモノト大差出ナリモ特種ノ関税ノ關係上同國トノ貿易額ハ莫律ノ増進ヲ為スベキモノト思惟ス。

十二、南米諸國ニ於ケル税関手續ノ簡便ヲ望ム。正所然トニ於ケル関税取扱ニ關シテハ次ヘバ書類手續等ニ些細ノ相違誤謬アルモ其ニ嚴重ナル罰金ヲ課

スルノ實情ニテ斯ノ如キ相違ノ是再ヲ阻ガルモノニシテ當業者ノ迷惑至大ナリ、又墨西哥ノ如キモ取引相手方ノ事業不明ナルガ爲偶々領事証明書ヲ具備セザリシ場合ニハ貨物ノ陸揚ヲ絶對ニ拒否スルガ如キ有様ナリ斯ル場合セハ正税ノ手續ヲ終了スルマデ貨物ノ陸揚派管文ニテモ許可セラルレバ貿易業者ニ取リテハ便宜多クナリ宜シク國際信義ヲ重シク之并ニ取極上寛容ナランコトヲ望ム、殊ニ同國ノ領事証明料ハ驚クベキ過重ナリトノ非難商シ。

十三、印度ニ於ケル日本綿製品排斥運動并ニ関税上ノ差別的待遇ヲナサバ爾採適當ナル方策ヲ講ゼラレタシ。近來印度ニ於テ日本紡績事業ニ關スル種々ノ批評行ハレ居ルモ其概事實無根スハ甚ダシク誇張セラレタ

ル航説ニ遷ゾダ然ルニ印度ノ民間ニ於テハ此誤報ヲ
基礎トシテ同國關稅改正ヲナス事ヲ主張シマ、アル
モノアリ殊ニ日本綿織布ニ對スル本年二月デリ、市
ニ所催ノ全印度商工業大會ニ於ケル排斥運動ハ熾烈
ヲ極メ甚カシキハ日印通商條約ノ廢止ヲ叫ブニ至レ
リ斯ノ如キハ獨リ我紡績業者ニ痛痒ヲ共アルノミナ
ラズ一枚的ニ日印貿易ヲ阻害シ延イテ兩國ノ經濟
的利益并ニ從來最モ親善ナリシ國民間ノ感情ヲ傷ツ
ル所大ナリ吾人ハ何レノ場合ニ於テモ國際的正義
ヲ重シシ印度政府ガ其ノ財政上ノ必要ノ爲各國輸入
品ニ對シ均一ニ輸入稅ヲ引上テアル、事ニ就テハ何
等意見ナキモ唯ガ日本ニリノ輸入品ニ對シテ、ミ至
別的保護政策ヲ實施ヒアル、ニ於テハ到底忍ビ難キ

所ナリ依ツテ日印兩國ノ公平ナル利益増進ノ爲適當
ナル協定ヲ講ビラレシコトヲ望ム。

高、不實同盟并ニ排斥運動防止方ニ關スル適當ナル國際
的方策ヲ講ビラレズキニト。

各國間ニ於ケル不實同盟的行為爲中屢次、次郎ニ於ケ
ル排斥運動ノ如キハ其ノ根本動機及理由何レニテ
ニモセヨ通商ノ障碍最モ大ナルモノニシテ國際信義
ヲ無視セルモノト謂フマシ、サレバ人類幸福増進ノ見
地ニ於テ適當ナル國際的機關ヲ設ケ當該國ニ於ケル
此種運動ヲ未然ニ防止セラレタシ。

十五、滿洲金融制及改革ニ就キ適當ナル考慮ヲ措ハレシコ
トヲ望ム。

滿洲ニ於ケル幣制ノ亂雜ナルニトハ余更贅言ヲ要セ

詳見セ

必能中所請奉入票ノ如キハ其ノ信用地ニ墜テ然カモ
滿洲ニ旅ケル取引上本通貨ノ使用ヲ避ケ難キ現狀ニ
アリテハ運送上内外人ノ蒙レル影響極メテ大ナリナ
レバ滿洲ト特種的關係ヲ有スル我國ハ之レが改善方
ニ生適當ナル考慮ヲ併ハレン事ヲ望ム
夫通商條約未詳範圍ニ對シ至急締結セラレンコトヲ望
ム。

B 對內的要望

一 我國開港檢疫法ヲ一港主義ニ改ムルコト
我國ノ開港檢疫規則ハ各港ニ於テ各別ニ檢疫ヲ施行
スルモノナルヲ以テ海外ヨリ來航スル船舶ハ日本
敷港ニ於テ同一ノ檢疫ヲ受ケ其郵度多大ノ時間ヲ空
費シ船舶ノ發着ニ支障ヲ不タスニナラズ外國人船

客等カ感情ヲ善シ延イテ貿易上ノ發展ヲ阻礙スルニ
至ラント思ハル、故檢疫ハ一港主義ニ改正シ日本最
初ノ開港ニ於テ檢疫ヲ受ケタル船舶ハ特別ノ事情ナ
キ限り他ノ内地諸港ニ於テハ檢疫ヲ要セザル事ニ規
則ノ改正ヲ希望ス

例へバ日本郵船株式會社孟買航路始ガ印度ヨリ歸港
シ長崎、神戶、大坂、四日市ヲ經テ横濱ニ歸着スル場
合現行ノ規則ニヨレバ前記六港ニ於テ夫々同一ノ檢
疫ヲ受ケ居ルモノナルガ之ヲ日本最初ノ港即チ長崎
ニ於テ檢疫ヲ受ケ入港許可証ヲ受有セバ他ノ五港ニ
於テハ檢疫ヲ要セス入港ヲ許可セラル、據又同社シ
ヤトル航路船ガ本國ヨリ歸航シ横濱、名古屋、神戶、長崎
ト寄港スル場合日本最初ノ港横濱ニ於テ檢疫ヲ受ク

神戶八

レバ他ノ三港ニ於テハ檢収ヲ要セザル採檢法ノ取
正ヲ望ムモノナリ。

二、外國人ニ對スル水上警察署ノ取務檢閱ヲ望ム。

外人ニ對スル上陸地水上警察署ノ行フ取務檢閱ハ取

容ブレテ嫌惡ノ感情上不首耳故之が撤廢ヲ希望スル

モノナルガ若シ全廢不可能ノ場合ハ之ヲ檢収ト同様

セメテ一港ニ取務檢閱ヲ行ハシメテ之ヲ檢収ト同様

三、輸出品ニ對シ度量衡法ノ例外ヲ設ケラレヌキコト

日本ノ度量衡法ハ商標ニ表記セシ度量目が現品ノ實際

量目ヲ起ヘズル場合ハ所罰スル規定ナルヲ以テ安全

ノ為メ現品ハ表示ヨリモ多少余分ノ量ヲ徴スルハ

必要アリ之トスルニ對シ大邦ノ税関ニテハ現品ノ量目が

表示量目ヨリモ多少余分ノ場合ハ脱税ノ意思ニ出スルモノ

ト推定セラレ、ユト之ナリ、今日文那ニ輸入セラレ、

綿布ノ内細布ト稱セラレ、種類ニ通常税関ニテハ十

ニ封度半ヲ超過スル場合ハ一段高キ税率ヲ課スル規

定ナルが鐘紡紡績會社製細布ハ又舊ニ十二封度ト明

ニ表示シ居リ税関ハ此表示ヲ信ジテ現品ハ検査ヲナサ

ズ所謂インボイスレインニヨリ通関ヲ許シツ、アリ

然ルニ日本ノ度量衡法ニヨレバ例ヘ一又ニテモ量目

不足ノモノアレバ罰セラル、ヲ以テ現在ノ技術ニテ

ハ幅長又組織ノ一定セル又物ノ目方ヲモ正確ニ一致

セシムルコトハ不可能ニ付キ十二封度ヲ表示スルニ

ハ平均十二封度ニ、三分ノ量目ヲ保タシムルニ非ズバ

安全ト云ヒガタレ然ルニ十二封度ト表示セルモノが

平均十二封度ニ、三分ノ量目ヲ有スルコト、ナラバ夫

那税関ニテハイインボイニヨラズニ現品検査ヲナス
眞ナルノミナラズ中ニハ十二封度半ニ達シ税関處分
ヲ受クルモノ出スルヤモ難許すナルヲ以テ該社トシ
テハ不得止量目表示ヲ廢止スル方法ヲ採リタルニ上
海日本入膏業者團體ヨリ強硬ナル抗議アリ横竹商務
官モ亦折角努カセルインボイス通関ヲ天カ為メニ破
ラレ、恐アリトシテ存置ヲ主張セラレシヲ以テ送一
如息ナガラ *Standard weight* ナレ文字ヲ量目ノ例ニ附
記シテ各天ノ目方ノ必ズシモ正確ニ同一ナラザル意
ヲ表示スルコト、セリ乍侍斯様ナル表示が度量衡法
ノ解釋上如何ナルカアルヤハ該社トシテ充分ナル
注意ヲキア以テ何等カノ方法ヲ採ラレシコトヲ商工
省へ陳情セシニ何等カ一時的ノ規定ヲ作ルコトヲ勸

考スヘシトテ其儘ニナリ居レリサレバ商工省ニテモ
斯様ノ問題ニ度量衡法ノ規定ヲ嚴格ニ適用セント
スレ主意ニ非ザルコトハ明ナルモ同法ノ存在セル以
上放任シガタキ問題ナリ宜シク適當ナル例外ヲ設ケ
ラレシコトヲ望ム

四、重要輸出品ノ検査緩和ヲ望ム

綿糸ハ従来重要ナル輸出品ナリシガ之が品質検査
ハ一回モ問題トナリシコトナク紡績業者ノ自例ニヨ
リ海外各地ニ長ク其信用ヲ維持シ居ルハ其如ク事實
ナルカ綿布ニ就テモ亦紡績業者ノ製織セル綿布が最
初海外各地ニ輸出セラレ何レモ綿糸ト同様其商標ノ
信用ニヨリ少シモ粗製濫造等ノ非難ヲ蒙リタルコト
ナク今日ニ及ベリ之ニ天レ小規模製織業者ノ製織セル

神田一

綿布ハ境ハ原料綿糸ノ騰落ニヨリ或ハ採算ノ如何ニ
ヨリ容易ニ品質ヲ動かスモノアルガ為メニ輸出検査
ヲ勵行シテ此弊ヲ除カントシ同業組合ノ力ニヨリ輸
出検査行ハレツ、アルモ進示此検査ノ範圍ヲ擴張シ
テ種々ノ綿布ニ及ボレ紡績業者ノ製品ニ迄及ボサン
トレツ、アリ然レ此検査ヲ勵行セバ單ニ検査料ニ
ナラズ少カラズ手数料ヲ要シ或程度ニ於テ通商障害ヲ
ナスモノト云フベシ、
輸出検査ヲ勵行セザレハ採算ヲ落ス虞アルモノナラ
バ之カ廢止ハ需ヲルコトヲ得ガルモ紡績業者自ラ製
織スルモノニ統テハ紡績聯合會ノ自製ニ併フコト、
スル等ノ簡便法ヲ設ケ手数料費用トテ新約スルヲ專
スベシ。

大正十五年七月十五日

日本輸出同業組合聯合會
組長 原 富太郎

國際商業會議所

日本國內專員會議長 井上準之助 殿

拜復本邦又海外ニ於ケル通商障礙調査ノ件ニ付去ル五月
二十日付ヲ以テ御照會ノ趣致承本會ニ於テハ評議員會ニ
於テ精査ヲ遂ケ其ノ要項ヲ別紙ニ記載致候間委細ニテ
御氣配短致長延引ナカラ此致御回答申上候也

通商障壁ニ對スル意見

一、照會事項中第一項「通商障壁」トハ何ヲ指スヤニ就テハ第一項ノ實例ニヨリテ自ラ明瞭ナルヘキヲ以テ特ニ掲ケス

二、本組合ニ於テ實際ニ経験シタル通商障壁ハ左ノ事項ナリ
 (但シ内地商業ノ見地ヨリノ障壁ニ就テハ別ニ意見ナシ)

(一) 米國、伯利西爾、亞爾然丁及獨乙ニ於ケル絹物輸入税ノ高率ナルコト

イ、米國ハ絹織物ニ對シテ五割五分ノ關稅ヲ課スルモ元來我國物ハ簡單ナル粗布ニシテ米國製絹織物ノ精巧ナルニ比スレハ恰モ原料品タルノ觀ナ

リ從テ米運絹織物ト何等競争的商岳ニアラナル
 フ以テ之ニ對シ五割五分ノ税率ハ高キニ過ク加
 之ニカ課税種類ノ評價ニ方リ本邦ニ於ケル消費
 税ヲ加算シテ課税標準トナスカ故ニ實際課税率
 ハ五割八分トナリ我絹物ノ輸入ニ甚大ナル打
 撃ヲ與ヘ通商ニ障礙ヲ與フルモノ甚々大ナリ
 口吐番然テニ於テ絹織物ニ對シ從價ニ換算シ五割
 乃至六割ノ高率ナル輸入税ヲ課シ殊ニ富士絹ノ
 如キ量多量少シテ從價ナルモノモ他ノ高級絹織
 物ト同等ノ從價率ニヨルヲ以テ之ヲ從價ニ換算
 スレハ亦此ノ絹織物ヨリ高率トナリ九割乃至
 九割五八ノ其ノ率ヲ莫短スルコトトナリ絹物實
 易上重大ナル障礙ヲ與フレモノナリ

八、獨ニニ於テモ絹織物ニ對シ非常ニ高率ナル輸入

税ヲ課ス即チ

羽ニ重、絹織、富士絹、ニ對シ一基毛ニ片 三八馬克

絹手巾 四三、七馬克

箱 絹 四〇馬克

ナルヲ以テ之ヲ從價税ニ換算スレハ羽ニ重五割

絹織十二割三分富士絹十割一分、絹手巾四割八分、

箱、絹織四割六分ニ當リ絹物貿易、由來ヲ害スルコ

ト甚大ナリ

二、伯利西爾ニ於テモ絹物ニ對シ税率ト二十割ニ當

ル高率ナル輸入税ヲ課スルヲ以テ通商上極メテ

大ナル障礙ヲ與ヘツ、アリ

依リテ上記諸國ニ於ケル絹物ノ輸入税ハ從價ノ三

割ニ

割程度ニ修正セラルルノ要アリ

(二) 伯刺西原、暹羅、丁及印度ニ於ケル密輸入ノ行ハル
レコト

イ、伯刺西原ニ輸入セラレル絹物ハ一度無税國タル

ウレガイ國モンテグイデオ港ニ輸入セラレウレ

ガ1國ヲ經テ後インド公然密輸入行ハレツ、アリ

三、暹羅、丁國ニ於テモ同様ニ大規模ナル現税スハ

密輸入ノ行ハレルヲ見ル

ハ、印度ニ於テモ絹織物カ^ラテンガン^ルニ輸入セラレル

ニ方リ、法國ノ國境ヨリ密輸入セラレス自治後ヨ

リモ密輸入スハ不逞ナル輸入行ハレルコト類々

メリ

前記諸國ニ於ケレ密輸入ノ盛ニ行ハレルコトハ一收

公正ナル絹物輸入業者ニ對シ非常ナル脅威ヲ與ヘ
通商上重大ナル障礙ナリト信ス

三、米國ニ輸入貨物ノコンシニテ、インボイスニ關スル
コト

米國ニ輸入品ハコンシニテ、インボイスヲ要スル

カ米國税関ニテハ此コンシニテ、インボイスヲ基礎

トヒズレテ課税標準價額ヲ決定スルヲ以テ事實上

コンシニテ、インボイスハ無用ナルモノナリ然ルニ

當業者ハコンシニテ、インボイスノ為メ多大ナル手

數ヲ要スルヲ以テ之ヲ廢止スル、必要アリ

四、濠洲輸入貨物ノコンマ^トニヤル、インボイスノ煩雜ナ

ルコト

濠洲輸入ニ際シテハコンマ^トニヤル、インボイスノ

各頁毎ニ詳細ナル諸掛ヲ記載シ且ソ、エンドウス、ス
ルヲ要シ其煩雜ニシテ商取引上欲知ヲ欠クモノア
ルヲ以テ之ヲ廢止ノ旨アリ

五、伊太利ニ於ケル絹物輸入関税ノ差別時待遇ノコト
伊太利ニ於ケル絹物輸入関税ハ日本品ト併置製品
トノ間ニ差別待遇ヲナシ我絹物ハ併置品ニ比シ差
額ノ高率ヲ賦課セラル、ヲ以テ之ヲ平等ノ税率ニ
改メシムルノ旨アリ

六、米國、印度及遠洲ニ於テ絹手中及絹製絹貨ニ原産國名
表示方法ニ後述ナルコト
米、印度、諸國ニ於テハ絹手中、絹製絹貨其他絹製絹貨ニ
一枚毎ニ、又ハ一箱毎ニ、メーディングヤパン、ノ表示印
章ヲ捺サハルバカラザレコトハ其商標ノ品法賦課ヲ

害スルノミナラズ甚ハ煩雜ナルヲ以テ之ヲ第一打
スハ一箱毎ニ表示セバ足ル様ニ改メシムルノ旨アリ

七、米國ニ於ケルフレイト、トレイトノ廢止セレコト
米國ハ十九百二十四年九月二十五日以後、フレイト
トレイトヲ廢止シタル為ニ本邦絹物輸入業者ハ高
率ナル、シルクトレイトニ由ルカスハ昨日ヲ要スル
也奈馬經由船ニ由ルノ外ナク兩國通商上不便甚カ
シキヲ以テ之ガ復活ノ旨アリ

八、本邦ヨリ海外ニ對スル外國電報ノ不均衡ナルコト
外國電報ハ現在一語ニ對スル料金ハ

一、五、四、
一、七、四、
一、七、四、
一、七、四、

乗港へ

一四四

倫敦へ

一六七ナルニ拘ニズ

グヘノスアイレスへ

六七三

リマへ

六九三

オトポダウシへ

二四四ノ高率ナルハ

均折ヲ失シ運賃上降得アリト認ムルヲ以テ右ハ之ヲ無視シテ均衡ヲ得セシムルノ要アリ

九、國際的信用調査機関ノ欠乏

海外ヨリ商取引ノ申込ヲ受クレテ營業者ニ於テ相手方ノ信用程度ヲ調査スルノ困難ナル爲メ急ム見込商取引ノ欠入ルコト多シトモ依リテ此不便ヲ救済スル爲メ國際的信用調査機関ノ設置ヲ急ス

一〇、國際的商取引紛議調停機関ノ欠乏

海外トノ商取引ニ於テ紛議ヲ生ジタル場合ニ於テ現在ハ其所在地ノ商業會議所ノ如キ機関ニヨリテ解決スルノ方法ヲトリソ、アルモ其仲裁判断ハ往々ニシテ偏頗不公平一流ル、故ニ公平ナル解決ヲナスベク國際的紛議調停機関ノ設置ヲ要ス

二、運送事務

運送事務手続料ハ運送事務領事ハインボイス價額ノ五分、ベリウ領事ハ四分、ボリビヤ領事ハ三分ニシテ其上運関ニ際シテ關稅ヲ支拂フヲ以テ輸入者ハニ重ニ然モ高率ナル負擔ヲナスコト、ナリ之等諸國ニ對スル運送ノ障礙極メテ大ナルモノナリ依リテ之ヲ輕減ラ必事トス

一、ケ、ア、ダ、ク、ン、ニ、於、ケ、ル、入、種、ニ、ヨ、ル、營、業、上、ノ、區、別、特、遇、
ケ、ル、ア、ス、ク、ン、ニ、於、テ、ハ、日、人、ハ、自、由、ニ、商、賣、ヲ、ナ、シ、得、
ル、ニ、拘、ラ、ズ、東、洋、人、ハ、商、賣、ノ、自、由、ヲ、認、メ、ラ、レ、ザ、ル、ハ、
非、常、ナ、ル、通、商、上、ノ、障、碍、ナ、リ、是、ハ、宜、シ、ク、商、賣、ノ、自、由、
ヲ、認、メ、シ、ム、ル、ノ、必、要、ナ、リ、

以 上

大正十五年七月十七日

三菱商事株式会社

三宅川百太郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

本邦及海外ニ於ケル通商障害調査ノ件

拜復頭書ノ件ニ關スル去五月廿日附貴翰拜誦就テハ當社
關係範圍ニ於テ通商障害ト認メ候事項別紙ノ通り御報告
申上候間可憚御取計張成下度
右貴答迄得貴意候 謹 言

一、関税的障害

一、米國及獨逸ノ植物油脂ニ對スル禁止的輸入税

米國ニ於ケル大豆油蒸花生油等ニ對スル輸入税ハ前
者ハ一割度ニ付ニ、五仙徴者ハ四仙ノ獨逸ノ大豆油
ニ對スル輸入税ハ百キロニ付七・五馬克ノ禁止的
高率ニシテ之ヲ為メ邦人ノ滿洲山東省ニ於ケル經濟
活動ヲ阻害スルコト極メテ大ナリ尤モ右ノ内獨逸ノ
大豆油輸入税ハ本邦原料關稅政策ニ對スル救護手段
ト看ラレサレニ非ラサルモ通商障害トシテ看過レ難
クモノト思考セラル、ニ付適當ノ對策ヲ希望ス

一、絹織物關稅ニ就テ

九、美國ニ於ケル絹織物輸入關稅

英國ニ於ケル絹織物輸入関税率ハ左ノ通りノ従量税ナルカ

絹織物 一疋度ニ付 六志六片

絹織物 一疋ニ付 七志九片

之レヲ従價税率ニ換算スレハ左ノ通り

税率 税額 標準値段 従價率

絹織物 一疋ニ付 六志六片 一五志二片 八五志 一七・八%

絹織物 一疋ニ付 七志九片 三四志六片 一〇〇志 三四・五%

絹織物 一疋ニ付 七志九片 三三志六片 七〇志 四七・八%

トナリ絹織物重量ニ比シ價格ノ低廉ナル富士絹織物類

ハ高價ナル絹織物ニ重税ヨリモ割合ニ重税ヲ課セラル、有様ナルカ此税率ノ不均衡ニヨリ本邦産絹織物ノ對英輸出ハ相當大ナル障害ヲ受ケツ、アリ現ニ昨夏同関税實施以來富士絹織物類ノ輸出數量ハ漸次弱ニ重ノ輸出數量ニ比シ減少ノ傾向ヲ示シ居レリ

長、西班牙ニ於ケル絹織物輸入関税

前記英國絹織物関税ニ於ケルト同様ノ課税上ノ不均衡ハ西班牙絹織物輸入関税ニ於テモ之レヲ見ルコトヲ得即チ平地絹織物ニ重ニ對スル税率ハ絹織物ノ如キ精巧ニシテ高價ナル織物ノ税率ニ比シ却テ高率ニシテ甚シク對西絹織物貿易ヲ阻害シ居レリ

C、伊太利ニ於ケル絹織物輸入関税

絹織物伊太利輸入税ハ左記ノ如キ差別税率ノ設ケアリ

テ日本品ノ大部分ハ件國品ニ比シ種類以上ノ税率ヲ課セラレ居ル為メ從來日本政府ヨリハ敷及件國政府ニ向テ件國品同様ノ Preferential Tariff 適用方を請セシメ其都度正式ニ拒絕セラレタルヤニ聞ク然ルニ今西華社取引先ナル Tondani 氏ハ件國絹織物同業組合長ニ等ノ盡方ノ結果最近ニ至リ日本品ニ對シ Duty Free 適用スルコトハ件國商務及外務當局ノ意向トシテ莫識ナキ模様ナルモ交渉ノ順序トシテハ日本當局側ヨリ日本外務當局ヲ動カシ再ヒ件國政府ニ交渉ヲナスヲ可トシハ在スレバ同政府ノ承諾ヲ得ルコト甚易ナルヘシトク情報ヲ得タリ仍テ此事清義ニ外務當局ニ申入レ其盡方方ヲ懇請シ進キタルカ對件貿易上一旦モ早ク解決ヲ希望ス

件國絹織物輸入税率

(イ) 羽ニ重八匁以下ノモノハ日件品夫同様

一キログラムニ付 四・七五金リラ

(ロ) 同 九匁以上ノモノ

一一金リラ

件國品 三・五金リラ

(ハ) 縮緬類

日本品 二五・五金リラ

件國品 四・二五金リラ

最近ニ於ケル日本絹織物件國輸入年額ハ二萬五千乃至參萬尺價松約壹千五百萬リラナリ

三 財政的障害

一、船舶所得税ニ重課税ノ免除

右ニ関シ帝國政府ハ一昨年七月十八日附ヲ以テ外國船舶ノ所得税免除ニ関スル法律ヲ公布シ次テ米國政府ニ對シ本邦船舶ニ對シテモ同様免除方種々折衝ノ結果最近漸シ米國政府ノ承認ヲ得タルヤニ傳ヘラルルモ其實施期未定ノ模様ナリ

一、濠洲ニ於ケル手形印紙税ノ重課

一九二五年七月以降濠洲ニ於テハ倫敦宛手形取組ミ
スル場合ニ手形印紙税ヲ課シ濠洲片紙税法又英國印紙税
法ニヨリ二重ノ印紙税ヲ課スルカ如何レカ一方ノ廢
止セラレヘキヲ至當ト思量ス

三、運輸ニ對スル專擅的障害

一、對米取引ニ於ケル販賣數量ノ決定ニ付テ

所謂 Staple commodity 一屬スル商品ノ對米輸出取引

ニ在リテハ數量品質カ概テ同國利権ノ上決定セラレ
其結果ニヨリ代金カ精算セラル、慣習ナリ故テ運送
中ニ生スル品質ノ變化數量減損等ノ危險ハヨシ共約
ニ依リテモ尙我國賣手ノ負擔ナルニ及シ對北米輸入
取引ニ在リテハ數量品質カ同國積出ノ際證明ニヨリ
決定セラル、ヲ普通トシ運送中ノ品質數量ニ保ル危
險ハ本邦賣手ノ負擔ニ歸スル事トナリ居レリ此點ハ
對米取引ニ從事シ居ルモノ、均シク蒙ル不便ニシテ
如斯實場上ニ於テノ立場ノ不均衡ハ漸次改善セラレサ

ルハカラサルモノト思考ス
一、船荷證券日附ノ件

北米ニアリテハ荷物ヲ船會社ノ決止場ニ受入レ船積
可能ノ状態ニ於カレタル場合ハ事實不船積ニ積込マ
レタルト否トヲ問ハス不船積既ノ有無ニ不拘既ヲ
發行スル事アリ所チ此種ノ既ハ所謂 *Blocked cargo*
ナルカ之レカ為メ往々本船ノ實際出帆日ト既日附ト
ノ間ニ甚シキ間隔ヲ生シ内地ニ輸入受渡ノ場在積込
時期ニ関シ問題ヲ惹起スルニトアリ北米ノ既モ此ノ
諸外國ト同様本船積込ノ事實ニ基キ發行スル可積
*Shipment Certificate*ニヨルニト、ナニハ對米輸入式列上
便利多クナリテ思慮ス

四、保護政策ニ依ル障害

一、本邦製鐵市場ハ毎年約十五萬吨ノ印度製鐵を值輸入ニ
ヨリ多ク、育成ヲ受ケソノ為鐵中況ハ逐年崩落ヲ續
ケ居ル状態ナルカ此印度製鐵ノ安値輸入ハ一ハ其ノ製造
原價ノ割安ナルト船會社ニ於テ船積消耗ノ為メ不當ニ
運賃ヲ割引スルニ基クモノナレトモ亦タ々製鐵會社ノ
如キ印度政府ヨリ製鐵事業鼓勵金（大正十四年十一月一
日ヨリ同フ十八ヶ月間割一比ニ付十八密比現為替ニテ
約拾四萬拾幾期限経過後ハ更ニ率ヲ變更ノ上繼續交
附サル、由）ヲ受ケ之レヲ海外向既鐵ダンピングニ流
用シ居レルコトモ堪テ力アリ所レテ亞米利加自派國ニ
於テハ之レク對策トシテ本年四月十六日以降タ々既鐵

一 中華國民ノ防穀令

ニ限リ一級穀類輸入税七十五仙以外ニ更ニ三升五十
 仙ノ輸入税ヲ賦課シ以テ同穀ノダンピングヲ防止シ居
 レルカ其結果同穀ノ各農國向輸出ハ減少シ居ルモ本邦
 市場ハ却テ之カ流入ヲ誘致シ脅威ヲ蒙ラントスルノ現
 狀ナリ今ニシテ之レカ對策ヲ講セザレハ産米内地穀類
 市場ヲ擾亂スルノミナラス新野ヲ奉テ苦心經營セル
 我製穀業ヲモ脅威スルニトナルヘント思召ス

中華國民ニ於テハ防穀令ヲ以テ米ノ海外輸出ヲ禁止シ
 居ル處江蘇北江西ノ産米ハ其西貢並ニ風味ニ於テ本邦
 産米ト大差ナク又温暖闊沃ニ於テモ内地米ト競争ノ餘
 地アリ且ソ生活程度低キ夫邦人ハ安價ナル西貢暹羅米
 等ヲ以テ支那産米ニ代用スルコトヲ得ルヲ以テ對夫米

取引ノ發達ノ障害タル本令ハ能ク限リ撤廢又ハ緩和ヲ
 希望ス

以上

大正十五年七月二十六日

大坂貿易協會

會長 岩井勝次郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上洋之助殿

本邦及海外ニ於ケル通商障礙ニ関スル件

拜復五月二十日研書爾ヲ以テ御意會ニ係ル首題之件了
然ルニ本會員ノ至當リ痛感致居候通商障礙ハ兩取列上
ノ紛議ニ有之候概テハ之レガ解決方法トシテ貴會議所ニ
於テ各國重要都市ニヒツクセントラ置キ右ノ解決ニ當ラレム

ルコト、シ若シ此上双方ノ間ニ於テ不満足ナル場合ハ貴
所ノ仲裁判断ニ附シ之ヲ以テ最終ノ解決方法ト為シ得ル
ニ至ラハ通商上大ニ利便ヲ得可キト相信シ候
右作是引御回教申上候 拜 具

大正十五年七月二十七日

名古屋商業會議所
會頭 上遠野富之助

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

本邦及海外ニ於ケル通商障礙ニ關シ回答ノ件
本件ニ関シ別紙ノ通り回答申上候間御查收相成度候

敬 具

一、入國又ハ居住ニ関スル障碍

一、法律上（米國移民法ノ如キ）

一、人種的差別待遇（南亞洋利加、東亞洋利加、濠洲ニ於ケルガ如キ）

二、関税上ノ障碍

一、屬領地ニ於ケル差別的関税（佛領印度支那ニ於ケルガ如キ）

一、外國ニ於ケル関税ノ突然ノ引上げ（昨年濠洲ニ於ケル絹製品輸入税引上ノ如キ）

一、外國ニ於ケル原料品食料品輸出税（天那ノ輸出税ノ如キ）

一、輸入禁止制限又ハ特許（歐國ニ於ケル貿易特許規定）

三、運輸上ニ於ケル障碍

- 一 外國ノ海運政策（若シ實行セバ本國ニ於ケル沿岸貿易範圍擴張希望、米運ニ於ケル一元ニ。年商総額増進ニ十ハ條外國船載貨ニ對スル差別の織造運賃ノ如キ）
- 一 外國船ノ損却防害（夫邦ニ於ケル排外運動）
- 一 船會社運賃同盟（歐洲ニリ米洋河往來運賃ハ洋參、海味、海及大改港ニ對シ前掲運賃ヲ算ルンワツアレカキ）
- 四 其他ノ事項

産業用運動

- 一 氏族運動（夫邦ニ於ケル排貨運動、極端ナル國産奨励、其産奨用運動）
- 一 不當廉賣（夫邦南洋ニ於テ空運、時付、メリヤス、時計等ニ於テ間々此ノ企アリ）
- 一 各國間及ビ夫邦ニ於ケル弊利、度量衡ノ不統一
- 一 工業所有權ノ侵害（夫邦ニ於テ商標ノ侵害セララル場合往々アリ）

大正十五年七月廿九日

門野重九郎

國際商業會議所

日本國內手裏會

議長 井上達之助殿

拜後先般御旨示相成候通商障碍調査ノ件、別紙ノ通り御回
答申上候間御查收被成下度候
敬 具

通商障礙ニ對スル答問ノ回答

一、歐洲戰後各國ニ於テ採用セル關稅障壁、各種ノ制限、禁止
的重稅等

二、國家法制上ニ關スル通商障礙

對露貿易ニ於テモノ

三、信用ノ缺乏、及財政的不安ニ依ル通商ノ障礙

對露貿易ニ於ケルモノ

四、國狀ノ不安定ニ依ル障礙

對支貿易ニ於テ經驗スル虞ナリ

五、課稅ノ不確實ニ依ル通商障礙

對露貿易等ニ於テ同一物品ニテ其ノ賦課セラレベ
キ稅率一定セザル事在マアリ

六、報復的、感情的ニ依ル關稅障壁ヲ設クル為メノ障壁
七、二重スハ三重課税ノ障壁

八、運輸上ニ於ケル專横的ノ障壁
水國船舶法禁止ハ條ノ如キ之レガ實態ニ就テハ、港
開セザレドモ通商上ノ一大障壁ヲ為スモノト謂フ
ハレ

九、商品ノ劣等化ニ依ル障壁
コハ最大ノ障壁ト云フベク、戰後ニ於テ歐洲大陸ト
ノ取引ニ阻害スルノ類アルハ、誠ニ遺憾ナリ

十、價格ノ不當見積ニ依ル障壁
之レモ戰後ニ於ケル障礙ニシテ所謂配列ヲ用ヒ當
初不當ノ見積ヲ提出シ後配列ニ應ズルノ方法ニシ

テ又歐洲大陸トノ取引ニソノ例アリ

二、製品納期ノ不確實性ニ依ル障壁

戰後ニ於テ之ノ傾向多キハ實ニ遺憾トスル處ニシ
テ通商上一大障壁ナリ

三、製造者ノ故意ニ依ル仕樣書等ノ変更

歐洲大陸ニ其ノ例アリ

三、注文後ニ於ケル仕様要求

一、注文品ニ對スル前渡手附金 (Advance Payment) ノ要求

製造者ニシテ往々前渡金ノ要求アリ而シテ注文後
積出迄長期ニ亘ルモノニシテ製造者ノ信用状態不
明ノ場合ニ於テハ、前渡金要求ハ一大障壁ヲテ
ス、斯ナル場合ニ何等カ前渡金ニ對シ保証ノ方法等
案出セバ回避ナル取引ヲ為スヲ得ベシ

荷造ハ戰後一戦ニ甚悪ナルヤノ慮アリ之レヲ堅牢
 ニシテ貨物ノ損傷ヲ防カノ要アリ
 又荷造ハ常ニ Moderate Sizing トシテ運搬ニ便ニシ且
 ソ運賃削減ヲ Sack スル事ヲ要ス
 説明書類ハ一紙一進ズル英文ヲ採用スル事ヲ希
 望ス

新改各函ニ於テ注々自國語ヲ用フル傾向多シ
 以上

大正十五年七月廿九日

社団法人 横濱實業組合聯合會
 會長 淺邊文七

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

通商障礙ニ關スル調査回答之件

拜啓 益々御清適之段奉大賀候
 陳者主題ノ件ニ關シ其後本會所屬貿易關係組合ニ對シ夫
 ヲ調査仕候處今回成案ヲ得候ニ付テハ昨廿八日ノ理事會
 ニ於テ本會ノ意見或纏々別紙ノ通り決定仕候條御送付申

上候間何卒御査収指成度此後及得實意候也

通商障得ニ對スル意見

其一 外國貿易ノ見地ヨリ觀タル障得

(一) 関税又通商上ノ障得

二、密輸入取締ヲ嚴重ニセラレ度シ

密輸入ニ関レテハ各國共其取締ニ苦心シツ、アルモ尚
未ダ全キヲ得ガレ憾アリ焉メニ正當ナル取引ヲ阻害ス
ル所訪カラズ一層取締ヲ嚴重ニスベキ方法ヲ講セラレ
ン事ヲ望ム

例(1) 伯刺西爾ニ輸入セラレ、絹物其他雜貨類ハ一及無

税國タルウルガイ國、モンテピラオ港ニ輸入セラレ、
ウルガイ國ヲ經テ悉ク公然密輸入ヲ執行シツ、
アル事實アリ

(ロ) 正馬然丁團ニ於テモ同環大規模ナル脱税或ハ偷輸
入ノ行ハル、ノ事實アリ

(ハ) 印度ニ於テモ佛領印度支那國境及自治領ヨリラン
グン地方ハ偷輸入スハ不正輸入行ハル

二、米團、尙利正馬、正馬然丁、獨乙及失團ニ於ケル日本絹織物
輸入税ノ軽減ヲ希望ス

(イ) 八國ハ絹織物一對シ從價五十五%ノ関税ヲ賦課ス、
之レ已ニ禁止的高税ナルガ上ニ其課税標準價格ヲ
定ムルニ當リ本邦ノ消費税ヲモ加算シテ原價下ナ
スガ故ニ實際ノ課税率ハ五割八九分トナルベシ如
斯ハ本邦輸出業者ハ自國ノ消費税ニ對シ尙五十五
%ヲ負擔スル結果トナリ甚ダシク不合理ナル課税
ナルガ故ニ本邦消費税ヲ益マザル亦價ニ課税スル

モノト改正セラレメン

(ロ) 正馬然丁ニ於テハ從價ニ換算シ六十五%ノ高関税
ヲ課シ尙利正馬ニ於テモニ百%ノ禁止的税率ヲ課

ス之レ實ニ正馬、正團ニ於ケル密輸入ヲ盛ナラシメ
レ原因ナリ故ツテ拒絶率ノ軽減ヲ希望ス

(ハ) 獨乙ニ於テモ從價換算五十五%ノ高関税ヲ課シ居ル
為メ輸入ヲ防害スルコト甚ダ大ナリ

(ニ) 英國ニ於テハ昨年七月一日ヨリ絹物及生糸一對シ
輸入税ヲ課セラレメルハ内外輸入業者ノ蒙ル影響
大ナレシナラズ産業ノ發達ヲ阻碍スルモノト認
メテ依シテ減廢ヲ希望ス

三、輸入関税ノ差別的待遇ヲ撤廢セラレタシ

(イ) 洋太利ニ於ケル絹物輸入関税ハ日本品ト併國製品

同大ニ

トノ商ニ差別待遇ヲ為シ我商ニハ併國品ニ比シ倍
額ノ高率ヲ賦課セラル、ヲ以テ之カ平等ノ税率ニ
改メラレタシ

(四) 英國ノ英領印度ニ於ケル自國商品ノ課税ニ他諸外
國品ヨリ低率ノ賦税ヲ課スルハ國際通商上公平ヲ
欠クモノナルガ故ニ一律公平ナル課税ヲ希望ス特
ニ絹物綿糸布ニ於テ然リトス

四、外國電報料ノ輕減均衡ヲ希望ス
外國電報料ハ歐米ニ比シ南米、亞非利如等ハ頗ル高率
ニシテ均衡ヲ失シ是商上大ナル障礙トナルヲ以テ之
カ輕減均衡ヲ導セシムルノ事アリト認ム

例 本邦ヨリノ外國電報料現在一語ニ付
紐育へ 一五三四錢 バンクーバーへ 一四七四錢

桑港へ 一四四四錢 倫敦へ 一四六七錢

グレスティンへ 一四七三錢 リマへ 一四九三錢
ケーポスワンへ 一四四四錢

三、原産地證明及表示制度ニ對スル希望

絹物加工品及雜貨類ノ輸出ニ當リ商品一箇毎ニ原産
地ヲ表示スル「ルロ」ノ註付スハ捺印ヲ強制スル規定ハ
輸出上多大ノ不便ト死費トヲ生ジ且其商品ノ品位
低劣ヲ害スルヲ以テ之等ハ一打スハ一箱毎ニ表示ス
ルコトニ改正スルヲ希望ス

例 絹物加工品ノ輸出ニ當リ本邦、印、豫ノ如キ本邦ヨリ多量
ノ輸出ヲ見ル諸國ニ於テハ一箇毎ニ之カ表示ヲ為サ
ザルトキハ賦税ナル制裁アリテ現今迄其例誠ニ尠シ
トセズ殊ニ手中ノ如キ其價數ノ莫大ニシテ廉價ナル

原本不良

原簿三

モノニテハ手数料ノ煩フシキノミナラズ往々ニシテ一ニ駐件決ノ物ヲ生ズル事ナシトセズ此ノ場合ノ延罰ハ取引ノ基礎ヲ根本的ニ覆スニ至ル事アリ殊ニ濠洲ニ於テ手中ニ *Monopolium* ヲ附セルモノニハ手中ノ生地へ原産地證明ノ捺印ヲ強制セラレ居ルカ如キ非常識ニシテ税ント商品ノ價值ナカラシムルモノアリ若シ以上ノ規定ヲ改正シ墮打等ニ其害甚クハ掛帯ニ捺印スル事ヲ得ハ本品消費者及輸出者共ニ多大ノ利益ヲ得ル事トナリ抑亦一層輸出ノ發展ヲ促スニ足ルベシ原産地證明ノ商品ニ得共ニ添付スル事ノ如何ニ手数料ヲ要シ不戻ナルカスル中現行ノ *Sett Custom Act.* ヲ参照セラレタシ

六、領事證明手数料率ヲ一定セラレ度シ

原産地證明手数料ハ一定セズ殊ニ墨西哥領事ハインポイス價額ノ五分、ペリウ領事ハ二分、ボリビヤ領事ハ三分ニシテ其上通関ニ際シテ関税ヲ支拂フヲ以テ輸入者ハ二重ニ然モ高率ナル負擔ヲナスコト、ナリ之等諸國ニ對スル通関ノ障礙極メテ大ナルモノアリ依リテ之カ軽減一定セラレシコトヲ希望ス

(二) 國際的信用調査機關及商取引紛議調停機關ノ設置

海外ヨリ商取引ノ申込ヲ受クルモ當業者ニ於テ相手方ノ信用程度ヲ調査スルノ困難ナル為メ商取引失スルコト尠ナカク之カ為メ多大ノ不便ト損害トヲ蒙リ通商上少カラザル障礙ヲ示シツ、アリ之カ救済ノ為メ國際的信用調査機關ノ設置ヲ希望ス

尚木商取引上ニ於ケル紛議ノ調停ハ現在ハ其所在地商業
 會議所ノ如キ機關ニヨリ之ヲ解決スルノ方法ヲトリフ、
 アルモ其付裁判断ハ往々一シテ偏頗不公平ニ流ル、ノ憾
 アリ故ニ之カ解決ヲ為スベキ國際的紛議調停機關ノ設置
 ヲ希望ス

(三) 運輸ニ對スル專横的制限ニ依ル障礙

外國貨物ノ輸送ニ際シ正當ナル理由ナク不公平ナル運賃
 ヲ徴スルハ實際通商ヲ阻害スルモノナルヲ以テ文が取締
 ヲ望ム

例 従来米國 Overland ノ絹物ニ對スル運賃ハ

- A Silk Train 100 LBS = 廿キ #9.00
- B Freight Train 100 LBS = 廿キ #5.50

原本不良

ニシテ不急ノ積荷ニ對シテハ低率ナル Freight Train ヲ利
 用シ得ラレシ為メ絹物ノ賣込上多クノ便益アリシが大正
 十五年八月二十五日 Chicago 市ニ開カレシ Trans-Conti-
 nental Railroad Conference = 實時 Silk Freight Train
 利用ノ傾向著敷為メカ突然 Freight Train 料率廢止ノ決議
 ヲ為シ同年九月廿五日ヨリ實施ト決定セラレ此ノ便ヲ全
 然失フニ至レリ Freight Train Service ヲ全然廢止セルナ
 ラバインゴ知ラズ其 Service ヲ在レ且ツ同レ Rail = テ加奈
 陀 Front 市ニ輸送セラル、モノニハ依然於 5.50 ノ料率ヲ存
 置セルハ甚敷不公平ニシテ我組織物貿易發展ヲ阻礙スル
 事甚大ナリ宜敷此決議ヲ撤廢シテ旧率ニ復セシメラレシ
 事ヲ望ム

積込三

(四) 入種的又國民的差別待遇ニ依ル障碍

南阿聯邦殊ニ「ケイプス」ニ於テハ自入ハ自由ニ商賣ヲ為シ得ルニ拘ハラズ東洋人ハ商賣ノ自由ヲ認メラレサル状態ニアリ或ハ本邦商品ノ不莫同盟ノ如キ通商上大ナル障碍ナルノミナニ不通過意思ニ及スルヲ以テ之等ヲ除去セラレン事ヲ望ム

其二、内地商業ノ是地ヨリ觀タル障碍

(一) 我國関税ノ守上下ノ連続

我國ノ関税以テ、本國ト同ジノ他ノ壓迫ノ下ニ其物類產素ノ言及ニ成功セル事道ヲ踏襲セルモノナルモ其ノ產素ノ經濟狀態並ニ輸入セラル、貨物ノ價格又

ハ國家ノ財政經濟ノ立場ニ意ジテ臨時敏捷ニ関税税率ヲ上下スベキモノニ拘ラズ其上ゲ下ゲノ連続ナル為メ産業保護ノ効果モ大部分減却セラル、モノト思考セラレ

(二) 不正競争取締上ニ関スル希望

我國輸出工業製品ニ對シテノ製造ノ規格ヲ統一セシメ制限製造、不正競争ニ陥リ易キ種類ノ工業ニ就キ特ニ國家的検査監督手次ヲ確立セシムル事ヲ希望ス
(検査制度ヲ合併的ニ統一組織スル事ハ特ニ民間商業組合聯合會ノ検査制度ヲ保護奨励シ之ヲ國家的ニ整備補足ニル事)

大正十五年七月廿一日

株式會社在友銀行

八代別務

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助殿

本邦及海外ニ於ケル通商障礙調査ニ關スル件

拜啓 茲御清榮ノ段奉賀候取先敬御照會相成候掲題ニ關スル事項左ニ回答仕候間御査収被下度候

一、當行ノ意見ニ於テ主要ナル通商障礙ト認ムベキモノ

97

98

左ノ如シ

(A)

歐大陸諸國ニ於ケル通貨ノ未整理
 獨逸、匈、等ノ諸國ニ於テハ既ニ通貨價值ノ安定ヲ見
 ルニ至リシモ、昨、年等ハ未ダ其運ニ至ラズ、通商上
 ノ障礙多シトセズ、因ヨリ此ガ整理ハ各自ノ發意ニ
 依ツベキモノナルモ、世界的財界復興ノタメ、各國ハ
 適當ナル援助方法ヲ講究シ、依テ以テ一日モ早ク此
 ガ完成ヲ期スルコトヲ要ス

(B)

公商間社本上ノ手續煩雜ナルコト
 通商ノ圓滑ヲ期スルタメニハ商人其他ノ相互間往
 來上ニ支障ナカラシムルコト極メテ緊要ナリ、然ル
 ニ並ニ各國間ノ協同ニヨリ、旅券査證料ノ交互免除
 除等ヲ見タル例一二ナキニテ、ガルモ未ダ各國一
 致ニ實現セサル、ニ至ラズ、互國境ニ於ケル税関ノ旅

客場帶品検査依然トシテ嚴ニ道ギ其間無用ノ手数
 ヲ要スルノミナラズ、精神上ノ不伏亦尠ナカラザル
 モノアリ、依テ此除旅券査證ノ一般の廢止ト旅客携
 帶品検査ノ最簡易ナランコトヲ希望ス
 二、通商障礙トシテハ多ク輸出入業者ノ經驗スル處ニシ
 テ當行ニ於ケル實際問題トシテハ特ニ列挙スベキ事
 項ナシ。

注文ニ

大正十五年八月三日

株式會社臺灣銀行

頭取 森 廣 藏

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助殿

拜啓 去ル五月廿日付貴狀ヲ以テ御依頼有之候國際商業會議所詰問ノ運商障礙ニ關シ金融機關トシテ特託スヘキモノ無之候得共不取敢當行取引上經驗シツワアル不便ノ點ヲ求ムレハ左ノ如キモノ有之候
一、南米諸國ニ於テハ商習慣上荷為替取引ハ

板ヲ原則

トセルカ故ニ百本ヨリ口以故ノ取立手形ヲ同クルモ當
 該地銀行ハコレヲ受理セサルコト
 一、英國ニ於テハ外國ヨリノ取立手形ニ對シテノ英國内夫
 持メレト否トテ問ハス比較的高率ノ印稅ヲ課シテ、ア
 レコト

現行英國印稅法中為替手形ニ關スルモノ次ノ如シ

(一) 振出地又ハ支拂地又ハ此兩者カ英國内ニアルモノ

(二) 要求地、一覽掛、一覽取又ハ日付後三日以内支拂ノモ

一、可)

(三) 其他ノ為替手形一五磅以内(一九一八年マテ一付)

五磅ヲ越エ五十磅以内	二付
十磅ヲ	三付
廿五磅ヲ	二付

廿五磅ヲ	五十磅ヲ	六付
五十磅ヲ	七十五磅ヲ	九付
七十五磅ヲ	百磅ヲ	一志
百磅ヲ越セルモノハ其以上百磅		
又ハ端數毎ニ一志		

(二) 振出地又ハ支拂地又ハ英國外ナリトモ英國内ニテ實際

支拂ハレヌハ其書其他 OTHERWISE サルルモノ

(1) 日付後又ハ一覽後三日以内支拂ノモノ

五磅以内(一九一八年九月ヨリ)	二付
五磅ヲ越エ十磅以内	三付
十磅ヲ	六付
廿五磅ヲ	九付
百磅ヲ越セルモノハ其以上百磅	

三、可)

又ハ端数毎ニ
六片

一、米國ニ於テハ外國銀行ノ納稅負擔ハ國內銀行ト殆ト同
一ナルモ業務上ノ制限アリテ公平ナラサルコト
例ハハ紐育州ニ於テハ州法ニヨリ外國銀行ハ支店ヲ設
クルヲ得ス又預金ヲ受入ルヲ得サルナリ
其他同様且一收的性質ノモノトシテハ
一、不當ナル排貨運動又煽動者ノ取締リ即チ船舶積荷ノ荷
改妨害、改收、競争外國人ノ裏面援助等
一、各種商業從事者ノ旅行ニ関シハ國上手續ノ煩雜ナルコ
ト

右貴答申上便也

大正十五年八月三日

帝國海上運送火災保險株式會社
常務取締役 岩崎恒二郎

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

本邦及海外ニ於テハ通商障礙調査ノ件
御照會ニ對スル回答

科復愈々漸佳昌ノ故慶賀ノ至ニ存候
陳者先岐貴狀ヲ以テ世界大戰後ニ於ケル各國現在ノ通商
障礙制度撤廢ノ請書資料トシテ弊社營業上ノ經驗ヨリ本

原本不良

邦及海外諸國一於テハ通商貿易ノ障礙トシテ改廢スベキ
 惡質問事項併列記所照會趣シ故然ル處我社ノ營業
 ハ主トシテ海上、火災、運送ニ種ノ損害保險ニ有之其ノ内ニ
 テ海上、火災ノ營業ニ於テハ倫敦市場ヲ通ジ或ハ海外ノ保
 險業者ト直接ニ何レモ特約ヲ以テ再保險ノ交換ヲ改居リ
 換言スレバ内地ノ危險ヲ輸出シ海外ノ危險ヲ輸入シ計テ
 海上、火災ニ關シ内外ノ危險ノ別次ヲナシ居ル範圍ニ於
 テ御賞義ノ事項ニ關スル所請障礙ナルモノヲ認ハル次第
 ニ有之候得共現在ノ惡狀社ノ營業上ニ於テハ特ニ本邦保
 險業が他國ノ法律例ノ與メニ障礙ヲ受ケ其ノ進歩發展
 ヲ阻害セラレ居ルノ事實ハ確然シ居ラズ候
 年終取ヲ障礙ト云フ程ニハ無之候モ單ニ營業上ノ是地ヨ
 リ本邦海上保險業ト各國法律例ノ關係上不利不便ト思

ハル、ニ三ノ點ヲ指示致候ハバ左ノ如キ事項有之候

一、倫敦市場ニ於テ邦貨(圓)ノ保險ヲ引受ケザル價例

現在倫敦市場ニ於テハ國貨ヲ以テ海上保險ノ引受ケラ
 ナサザル價例トナリ居リ英ヲ本邦船相貨物ノ保險ハ何
 レモ其ノ保費ノ目的ノ價額ヲ磅ニ換算セザルハカラズ
 故ニ為換変動ニ伴フ危險ハ(損失共)獨リ日本保險業者ノ
 負擔スル所トナル

此倫敦市場價例ノ理由ハ確カナル事ハ不詳ナルモ其ノ
 一因ハ英國印紙稅法ニ於テ國貨證券ニ課稅スル換算手
 續ノ煩累ニ存スルトモ云ハルモ火災保險ニアリテハ

國貨ノ引渡ケラナシ居リ蓋シ英國印紙稅法が火災證券
 ニ對シテハ單純ナル等メナルニ因ラントノ説ヲナスモ
 ノアレドモ真相ハ不詳ナリ

原保ニ

一、英國印紙税法ニ因ル本邦證券ノ重複課税
 英國ニテハ外國ニ於テ發行セラレタル證券ニテモ英國
 内ニテ使用スル時ハ更ニ英國印紙税ヲ課スルヲ以テ例
 ヘハ本邦ニテ發行シ本邦ノ印紙税法ニテ收入印紙ヲ貼
 付シアル證券モ英國ニ送付スレバ更ニ英國印紙税法ニ
 ヨリ印紙ヲ貼付スルヲ要ス
 本邦ニテハ英國證券ニ對シテハ更ニ本邦印紙税ヲ課シ
 居ラザルガ如シ
 一、クレーム、セフトリンド、ビジネスニ對スル供託金
 海上保險ノ營業ノ辨釋ニ因ルモノナレドモ唯保險辨金
 ノ支拂ヲ行フ所謂クレーム、エゼントヲ設クルニ當リテ
 供託金ヲ要スル場合アリ例ヘバ豫洲ク井ンスラント州
 法ニテハ全州内ニテ保險ノ引渡ケヲナサズ單ニクレイ

ムノ支拂ヲナス為メニ代理店ヲ設クレモ此州ノ保險法
 ニヨリテハ保險營業ト見做レ干渉ノ供託ヲ行ハザルベ
 カラズ而シテ全ク豫洲ニテモニエー、サウス、ウエールス
 州、ドイツトリヤ州等ニハ却テ法律ナシ
 尚クレーム、ビジネスノ代理店ヲ設クル場合供託金
 制度ヲ採用スル件ニ付昨年南米コロンビア國ニテモ外
 國保險業者取締ノ法律ヲ制定スル案アリ其ノ際營業者
 間ノ問題トナリシ事實アルモ其ノ後ノ結末ハ不詳ナリ
 以 上

右不取敢莫甚迄如此シニ御座候 敬 具

大正十五年八月廿日

日本輸出品織物同業組合聯合會

組長 深見 廣之助

國際商業會議所

日本國內委員會

議長 井上準之助 殿

拜啓 茲御隆旨奉賀候陳者本邦及海外ニ於ケル通商障礙
調査ニ関スル件大抵左記ノ通意見相纏リ候條此致御回答
申上候

記

我對外貿易上通商障礙ト目スハキハ相手國ノ國情ニ依リ

ヲ列アリ一概ニ申述雖ヤモ各國ヲ通シテ我貿易上大ナル
障碍ヲ與ヘン、アリト認ムルハ

(一) 各國ニ於ケル 関稅障碍

(二) 各國ニ於ケル 排外思想若ハ排外政策

ノニ項ヲ舉ケサルヲ得ス

左ニ概略各國別ニ其障碍ノ主ナルモノヲ舉クレハ

一 日英貿易上ノ障碍

(一) 釐金稅其他沿岸貿易稅ノ賦課

(二) 暴力的日貨排斥

(三) 貨幣制度ノ不統一

(四) 内 乱

中 天ニ確固タル政府ナキ等内乱常ニ絶ヘス司法機
關並警察制度不備ノ為不安止ハニトナク内乱一度

起レアレハ忽チ船航、鐵道等ノ交通障害ヲ生ス

二、日印貿易上ノ障碍

最近印度ニ於テハ同國一評政治家並ニ紡績業者ノ間ニ

本邦綿布排斥運動盛ニシテ日印通商條約廢棄、英印特惠

關稅ノ制定ヲナヘ唱フル者アリ我國貿易上ニ一大脅威

ヲ感センメゾ、アリ

三、對印度及那貿易上ノ障碍

同國ノ對外貿易額ハ二十億法ヲ超過シ居ルニ拘ラス我

國トノ貿易額ハ僅カニ五千三百萬圓(十四年)ニ過ヤス而

カモ其内我國ノ輸出額ハ四百萬圓ニシテ之カ障碍ヲ為

シ居ルモノハ實ニ同國ノ關稅制度ニアリトス而シテ我

國ハ同國ト無條約關係ニ在ルニ為最高稅率ヲ課セララル、

ノ現状ニ在リ一日モ早ク通商條約ヲ締結ノ以專アルヲ

譯註ニ

認ム

四、對阿弗利加貿易上ノ障礙

阿弗利加各地列ル所排日政策行ハレ殊ニ南阿弗利加ノ如キハ甚ムシキ人種的差別ヲ以テシテ入国禁止ニ等シキ取扱ヲナスノ現状ニ在ルカ故ニ同地方トノ通商貿易ハ絶望ノ慮ナキ能ハサルヲ遺憾トス
アビシニヤ、ソカシム北亞諸國トノ貿易ハ近時漸ク隆盛ヲ來タシテ、ソカシムモ同方面ニ於テモ排日政策漸ク感得トナラントシテ、ソカシムテ休業シ得ナル状態ナリ

五、日澳貿易上ノ障礙

同國ニ於ケル排日政策ハ入シキ以前ヨリノ事ニシテ、シト入国禁止的ナルカ故ニ在るニシテ、ナリ加フルニ一部綿製品ノ関稅高率ニ引上ケラレ本邦製綿小倉織ノ如ク

ハ、シト輸出社地ノ状況ニ在ルヲ遺憾トス

六、日露貿易上ノ障礙

露國政府ハ貿易國營主義ヲ採リ居ルカ故ニ貿易上種々ナル制限アリ且ソ代金決済方法ニ幾多ノ不安アリテ現狀ニテハ個人ノ外國貿易極メテ困難ナリ

七、右ノ外部分的障礙ト認ムルハ

- (一) 汽船會社ノ運費協定ニ依ル高率運費ノ制定
- (二) 外國電報料ノ高率

尚希望トシテハ通商條約未締結國ニ對シ至急條約ノ締結以上ハ主トシテ締業者ノ立場ヨリ見タル貿易上ノ障礙ノ著シキモノヲ列舉セルモノニ有之候

拜啓

兼不テ御打合セ申上置候本邦領易障害ニツキ當社ノ経験
 セル事件ノ概畧別紙ノ通りニ有之候
 而シテ實例事項ノ配列ノ順布ハ仄直上其障害撤去ノ難易
 ニヨリ大約四種ニ分類致シ、障害が主トシテ其國ノ法規ニ
 依リテ不ルモノヲ甲トシ、次ニ法規ヨリ穿テ其ノ國政上
 ノ理由又ハ手心ニ依ルモノヲ乙トシ、又主トシテ法規改定

國際商業會議所

日本委員御中

大正十五年八月十一日

日本郵船株式會社文書課

ニ關係ナク經濟的原因ニ依ルモノヲ丙トシ、丁ノ部ニハ以
 上三因ニ依ラザルモノヲ一極シタル次第ニ有之候
 尚海外遠地支店ヨリ報告有之候節ハ第二報トシテ御通知
 可申上候

貿易障碍調査書目録

甲法規上ノ障碍

一、北米合衆國ノ沿岸航路法適用範圍廣キニ過ク

二、南米伯利西亞亞細亞丁行荷物 Manifest 二對スル當該國
 領事査証料ノ事

三、中南米諸國ノ領事査証料高率ニ過ク

四、消毒ニ關スル「マニラ」港則改正ノ件

五、船客ノ入國不許可ノ際ノ船舶ノ負担過大ナリ（北米
 合衆國）

六、英國ノ Trade Facility Act 一關スル件

七、船舶出税ノ高率ナル事

八、酸類其他危險品ノ制限（輸入數量ノ）嚴重ニ過クル
 事

乙、政治上ノ障碍

- 一、政通ニテハ輸入品ニ對シ積出國ニ依リ差別待遇ヲ為ス
- 二、アルゼンチン税関ハ公平ナラス
- 三、英領阿弗利加ニ於テハ邦入ニ營業權ナシ
- 四、メキシコ、中南米ノ僻遠地方ハ輸入手續煩ニ過ク
- 五、西貢ハ本邦船ニ差別待遇ヲナス
- 六、ブラジルノ税関罰ハ過大ナリ
- 七、日本ヨリノ輸入荷物ノ税関検査ニ關シ歐米ヨリノ輸入荷物検査ト比較振リニ差別アルコト

丙、經濟上ノ障碍

- 一、アルゼンチン國領物課税ノ不公平實士絹ニ重課ス

- 二、印度税関ハ英ニ依リ全一品ノ評價ヲ異ニス

丁、其他ノ理由ニ依ル障碍

- 一、南米諸國ニ於テハ陸揚貨物ノ紛失多シ
- 二、「ブラジル」ニ於ケル輸入貨物荷捌ノ國營ハ不都合多シ

止メ

甲法規上ノ障礙

一、北米合衆國ノ沿岸航路法適用範圍廣キニ過ク
 現下ノ國際經濟狀態ニ鑑ミ、北米ニ沿岸航路法アルハ已
 ムナキトスルモ、ソノ適用範圍廣キニ過クルヲ遺憾トス
 大ナル公海ヲ扱ムノ場合即チ布帆、赤木、國間等ニ公法ノ
 適用セラル、ハ沿岸航路法ニ非ズシテ、屬領間航海法ト
 ナリ、列國間ノ運送交通ヲ障害スル事大ナリ

二、南米作刺兩國、且英、法、下兩國行荷物 Manifest = 對スル當
 該國領事査証料ノ事
 右兩國行荷物ニ對スル Manifest = ハ當該國領事ノ査証
 ヲ要スルニ其査証料ハ高クシテ一両百餘円ニ及ビ為メ
 = 採算上少量荷物ノ引受出不能キ事アリ、運送上ノ障礙
 トナレ故に列下方交渉致度（名古屋報告）

南米ブラジル、アルゼンチン兩國行荷物積荷目録ニ對ス
 ル領事査証料高率ニ失ス
 兩國仕向貨物一定量ニ達セザル場合ハ運送業者トシテ
 採算上不得止引受ヲ拒絕セサル可カラズ輸出業者トシ
 テノ不便不勘（横濱報告）

三、中南米諸國ノ領事査証料高率ニ過ク
 ボリビヤ、グアテマラ等ハ從價三分、智利ハ約二分五厘メ
 キレコニ至リテハ從價五分ト云フガ如キ頗ル高率
 ナル領事査証料ヲ徵ス此ノ料金タルヤ關稅ノ如キ表面
 的眞課ト異リ一般ニ知悉セラレサルヲ以テ、其力眞據ハ
 多ク輸出業者ノ眞フ処トナリ、全方面ノ取引上面白カラ
 ス

四、消毒ニ關スル「マニラ」港則改正ノ件

現行「マニラ」港則ニ依レハ全地入港船ハ全地入港前ニケ
月以内ニ米國醫官スハ米國領事指定醫官ヲ施行シタル消
毒証明書ノ提示ヲ要ス然ラサレハ全地ニ於テ「マニラ」官
憲指定ノ消毒ヲ施行セラレ之レヲ為サ、レハ本船ノ岸
壁繫留荷役ハ不可能ナリ、依テ「マニラ」ニ於ケル消毒ヲ避
クレ為メニハ發行地ニ於テ米國醫官スハ米國醫官駐在
ナキ地ニ於テハ米國領事指定醫官ノ施行セル消毒証明書
ヲ受ケルヲ要スルナリ。一帳ニハ本船ガ出入港前六ヶ月
以内ニ發稅地ニ於ケル最大權威アル官憲（例ハハ神戸
ニ於テハ稅務總務部）ノ消毒ヲ施行シ之カ發給ノ證明
書ヲ有効ト認メ在ルコト少ナカラス
マニラ港ニ於テ日本官憲ノ發セル消毒証明書ヲ有効ト
認メナリシ實例次ノ如シ

大正十三年十一月二日神戸ヲ出帆セル吾社濠洲航路臨
時備補瓦（門司、マニラ經由シドニ一行）ニ於テ本船「マ
ニラ」等港ノ為メ全地ニ於ケル消毒施行ヲ避クル為發航
地ナル神戸ニ於テ今年十一月三十日神戸稅關港務部ニ
テ消毒施行、全部發給ノ消毒証明書ハ神戸駐在米國領事
ノ査証ヲ受ケ本船之ヲ所持シテ「マニラ」港ニ入港シタル
迄此ノ日米官憲發給ノ消毒証明書ヲ有効ト認メラレズ
本船ハ全地岸壁繫留ヲ許ナレズ遂ニ沖繫リトナリ揚荷
ハ全部將即シテ命セラレ吾社ニテハ多大ノ將費用ヲ要
シタル旨吾社全地代理店ヨリ通牒ニ接シタリ
五、米國ハ搭載駁艇上陸地ニテハ國不許可ノ場合自社船便
送還ハセムヲ得ナル可キモ不法入國者搭載ノ理由ニ依
ル罰金制ヲ全廢致茂民ニ現在我民法ニ依レハ上陸後五

ケ年内ニ準備ヨリ返式歸國ヲ命セラレタル場合最初輸
送セル船會社カ無償送還ノ義務アル規定ナレトモ此ノ
規定ハ船會社ニトリアハ船ニ失ス

Trade Facility Act

ニヨリ英國貨物全命ガ英國船積タレ

事ヲ要スルモノハ非サルヘキモ少クトモ此法令ニ依
リ目録船利用ニ對スレ交換條件トシテ低利ノ貸金融通
ヲ政府ヨリ受クル事ヲ得ルカ如シ而シテ英國輸出品ガ
全法ニ依リテCITニテ行ハレ莫主ハ積込船ノ指定ヲナ
スヲ得サル立場ニアルモノ、如シ

一、英國船ノ入港不可能ノ地ニ輸入セラル、物系ハ日
本着港地ヨリ貨物ノ到着地迄他船ニ接續セザル可

カラズ從テ其接續ニ依リ生スルコトアルヘキ故障
ニ對スル危険ヲ見込ニ之カ轉嫁ヲ許ラサル可カラス
此ノ場合全シク受荷主ハ高價品ヲ買入ル、コト、
ナルヘシ

一、本邦船期業者側ヨリ觀ルモ英國ノ工業品製造會社
ノ製法ハ如何ニ多量本邦ニ輸入セラル、モ貿易促
進法ノ支配下ニアルモノハ先ツ本邦船ニ積取不可
能ニ近ク輸入國トシタ甚々不利益ノ立場ニ在リ要
スルニ此法令ニ依リ英國船會社ハ製造業者ト共ニ
多大ノ保護ヲ受クル事トナリ海上貿易ノ自由ハ概
由ニ阻害セラル特ニ自由貿易國ニ於テ此事アルハ
甚々遺憾トスル所ナリ

七、船舶運送ノ高率ナル事

現行夫邦此税ハ登舟一此ニ付銀四匁ニシテ四ヶ月間有
 妙ナルカ長レ諾外國ノ此税ニ比シ著シク高率ニシテ之
 レ今匡ノ関稅會議ニ於テモ論議セラレタル迄ニシテ是
 非共輕減ヲ實現セシメ度シト存ス其標準ハ本邦ノ一回
 五匁一ヶ年有妙十五匁見當トシ度ニ入港毎ニ納入ノ制
 度ヲモ設ケレムル事ヲ希望ス

八、歐類其他危險品ノ制限（輸入數量ノ）嚴重ニ處クル事
 （夫邦）

歐類其他危險品ノ一收輸送數量ハ一定量ニ制限セラレ
 居リ最近ニ至リ從來ヨリモ多少寬大トナリタルモ尙是
 等商品ノ輸入ニ着シテ障礙ヲ蒙リ居レリ歐類ハ本邦輸
 出品トシテ重要ナル故其取扱及收容場所ニシテ宜シキ
 ヲ得ハ危險ノ程度大ナラザルニ付之カ一收積取量制限

ヲ可及的寬大ナラシメ度シ

乙政治上ノ障礙

一、欧類ニ於テハ輸入品ニ對シ積出關ニ依リ差別待遇ヲ為ス
 玆瑤ニ於テハ北本合表關ニ對シテノ之ハ他ノ國ヨリス
 ル輸入品ニ對スルヨリモ一收一割五分ノ低率關稅ヲ課
 シツ、アリ全國カ獨立國タル以上列國ニ通商上ノ機膏
 均等ヲ與ヘサルハ不當ナリ

ニ、アルゼンチン關稅ハ公平ナラス

全國が稅兩ノ取締不充分ナルカ、或ハ故意カ取スルニ其
 ノ坂公平ヲ欺キ不正業者ノ脱稅ヲ助長シ、公正ナルモノ
 、通商ニ障礙ヲ與フル所殊ニ絹物ニ多シカ斯キニ於テ

新站大

ハ正道ヲ臨ム傭業者ハ到底満足ナル通商ヲ繼續シ得ナ
ルナリ

三、英領阿弗利加ニ於テハ邦人ニ營業權ナシ

英領阿弗利加ニ於テハ邦人ノ在座ヲ禁シ我國々民ノ營業權ヲ認メス各方面ニ於ケル我邦商ノ需尊ハ可ナリノ量ニ上リフ、アルモ之カ直接取費ニ從事スレラ得ス

四、メキシコ、中南ノ併領地方ハ輸入手續煩ニ過ク

メキシコ、中南米ノ併領地等ニ於ケル輸入手續煩ル煩瑣ナル由ナリ之等地方ニ輸入セラル、商業ハ概シ小口廉價品ナレハ手續上煩ニ過クルハ通商ノ大障タルヤ亦一層甚シキナリ

五、西貢ハ本邦船ヲ差別待遇ス

西貢ニテハ法越上本邦船ニ對シ何等差別ナキ事ニナリ

居ルモ事實上全地税関ニテハ本邦船貨物ト佛國船積荷物トニ對シ差別的取扱ヲ為シ邦船積荷物ハ種々煩雜ナル手續ヲ要シ事故發生不尠

六、ブラジルノ税関罰ハ過大ナリ

全國税関罰ハ過大ニシテ大正十三年也里ニ於テ開港セラレタル國際商業會議所執行委員會ハ英國又瑞典ノ要求ニ依リ伯刺西爾ノ商業團體ニ對シ伯刺西爾場荷ノ扱荷ニ付キ外國汽船會社ノ支配ヲハキ罰金ガ重キニ失スル旨警告ヲ發シタル程ニシテ其後依然改良セラレズ

七、夫那税関ノ差別的待遇

夫那税関ハ日本ヨリノ輸入荷物ノ税関検査ニ関シ歐米ヨリノ輸入荷物検査ト取扱振ニ差別ヲ加ヘ歐米ヨリノ輸入荷物ハ多ク Invoiceノ照檢ノシニテ通関可能ナルモ

日本ヨリノ輸入荷物ハ一々嚴重ナル検査ヲ行フモ並
來稍々本邦輸入貨物検査憲大トナリ弊ニ無検査ニテ通
関レ得ル事アルモ未々取扱振リニ相違アリ之レカ為メ
邦商ハ通関ニ一兩日余分ノ時日ヲ費シ其不便大費鮮少
ナラス之レハ邦商ノ Invoice 不備ニ因ル場合アルモ地方
税関ノ差別的取扱ヲ加フルニ依ルナリ

丙 經濟上ノ障碍

一 アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス
アルゼンチン國海物課税ノ不公平、富士絹ニ重課ス

一 キロ金貨ハペソトシテソノ本税四割附加税七分ニシ
テ之ノ時價ノ五割乃至五割五分ニ當ル然ルニ富士絹（
スペインシルク）ハ純絹ト同等トセラル、ヲ以テ之ヲ時
價ニ比スレバ九割乃至九割五分ニ相當ス如斯ハ全關
税法ノ經濟的知識ノ欠乏ニ依ルモノニシテ本邦商岳ノ
貿易通商上ノ障碍タリ

二 印度税関ハ延ニ依リ全一岳ノ評價ヲ異ニス

印度ニ於テハ國中課税品ノ評價ヲ異ニセル例甚々多シ
即チ全シク印度内ニ於テ或ル港ハ高ク或ル港ハ安ス
評價スルヲ以テ等シク評價一割ノ関税ニ於テモ或ハ二
割ニ當リ或ハ五分ニシテ濟ムト云フカ加キ不均等ナル
結果ヲ生ス夫カ為地方ニ依リ著シク通商ヲ妨ケラレ一
國ノ貿易上又影響セラル、所多シ

丁其他ノ理由ニ依ル障害

一南米諸國ニ於テハ陸揚貨物ノ紛失多シ

船舶ニ依ル南米方面揚貨物ノ紛失多ク時ニ五割以上ノ紛失率ヲ覓ル事アル由ナリコハ主トシテ税関公署ノ取締不充分ナルト責任感乏シキニ依ル各地トノ取引上ニ障碍タル甚シ

ニ「ブラジル」ニ於ケル輸入貨物荷捌ノ悪管ハ不都合多シ

尙國税関ニ對シ運賃支拂アル迄荷渡セサル様申請スルニハ一々法律上ノ手續ヲ専シ荷物ニ依リテハ却テ運賃ヨリ此ノ費用ノ方々高クナルコトアル由ナリ船務會社ハ運賃前掛ヲ原則トシ居ルモ商取引上運賃前掛ヲ可要

場合アリ斯ル場合全国法ハ貿易上障碍タルヲ以テ之ヲ除去スレ為メ運賃諸掛ト支拂後船會社發行ノ荷渡指圖書引換ニ非サレハ荷渡セサルコト若シコレカ不可能ナレハ右申請手續ヲ出米ル文ケ簡便ニシ且ソ料金を軽減スル様致度シ

以上

新船七

6

印度銃鍊
及我
貿易場